

2014年9月

損保労連 政策・提言集2015

「創造性豊かな働き」の実現に向けて



損害保険労働組合連合会

「政策・提言集2015」の発行にあたって

損保グループ産業が社会・消費者から支持・信頼され、魅力ある産業として健全に発展していくためには、産業の担い手である私たち組合員が損保グループ産業で働くことに矜持を持ち、主体的にチャレンジすることができる環境づくりに取り組む必要があります。また、私たちがめざす労働諸条件の維持・向上に向けては、働く者の生活に直接・間接に影響を与える社会の幅広い分野における課題、今日でいえば社会保障・税、労働法制などに関する政策への関与も必要となっています。

このような考えのもと、損保労連では組合員の皆さんの声を基点に、法規制・ルールの見直しや税制改正、業界共通化・標準化に関する提言を政策・提言集として取りまとめ、その実現に向けて関係先への働きかけを行っています。こうした取り組みの結果、第48期(2014年度)には、行政に対する提言のうち、「損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外」といった税制の延長措置が実現したほか、業界に対する提言に関しても、保険犯罪の防止に向けた各種取り組みの強化や、自賠償保険の異動・解約手続きに関する帳票・事務ルールの標準化、各種保険商品の「重要事項説明書標準例」の策定、「自然災害損保契約照会制度」の創設といった成果がみられています。

提言の内容は必ずしもすぐに実現するものばかりではありませんが、損保労連では、社会・消費者からの要請を的確に把握し、現場の声を継続的に伝えていくことこそが労働組合の役割であるとの考えのもと、今後も一人ひとりの「こう働きたい」「こうありたい」といった思いを具現化するため、皆さんとともに政策・提言の実現に取り組んでいきたいと考えています。

ご要望・ご提案をお聞かせ下さい。

損保労連 受付窓口 メールアドレス ▶ teian@fnii.or.jp



目次

損保労連の活動目的とその実現に向けた取り組みの全体像	P2
損保労連における政策活動の概要	P4
損保労連の活動を支える基本コンセプト ―創造性豊かな働き―	P6

第1章 損保グループ産業の健全な発展に向けて

損保グループ産業の現状	P10
1. 品質・消費者利便のさらなる向上	P12
(1) 社会・消費者からの要請の的確な把握	
(2) 簡潔でわかりやすい募集・販売	
(3) 業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化	
2. 事業フィールドの整備・拡大	P20
(1) 保険会社グループの業務範囲の拡大	
(2) 共済事業に関する規制の見直し	
(3) 銀行等における保険募集規制の見直し	
(4) 生命保険における構成員契約規制の撤廃	
3. 社会インフラ機能の維持・拡大	P24
(1) 迅速かつ適切な保険金支払	
(2) 保険金詐欺・不正請求等の防止	
(3) 反社会的勢力との関係遮断	
(4) 自賠責保険制度の安定運営	
(5) 地震保険制度の見直し	
(6) 中間利息控除の見直し	
(7) 税制の見直し（平成27年度税制改正要望）	

第2章 働く者のより豊かな生活の実現に向けて

私たちを取り巻く環境	P34
1. 持続可能な社会保障制度の実現	P40
(1) 今後の被用者医療保険制度のあり方	
(2) 将来にわたって安定した介護保険制度の確立	
(3) 子ども・子育て支援に向けた量的拡充と質の向上	
(4) 持続可能な公的年金制度の構築	
(5) パートタイム労働者への社会保険の適用拡大	
(6) 確定拠出年金制度の拡充	
(7) 税制の見直し（平成27年度税制改正要望他）	
2. 労働法制などの見直し	P46
(1) 企画業務型裁量労働制の見直しへの対応	
(2) 新たな労働時間制度への対応	
(3) 労働者派遣法改正への対応	
(4) 解雇ルールの明確化・金銭解決制度への対応	
(5) ジョブ型正社員制度のルール整備	
(6) 若者の職場環境の整備	
(7) 集团的労使関係の再構築に向けた対応	
(8) 純粋持株会社やグループ企業等における使用者概念の明文化	

第3章 組合員一人ひとりの働きがいと働きやすさの向上に向けて

1. 総労働時間の短縮、ワーク／ライフ・バランスの実現、ダイバーシティの理解浸透	P50
2. 男女平等参画の推進	P52
3. 自律的なキャリア形成の実現	P54
4. 労働組合としてのさらなる社会性発揮	P56

〈資料〉

提言事項の経過・結果（抜粋）	P58
産別労懇・損調産別労懇における労組側発言（骨子・抜粋）	P64

損保労連の活動目的とその実現に向けた

組合員と職場で働く仲間

損保会社労組

損調会社労組

情報システム会社
労組

生保会社労組

持株会社労組

ビジネスサポート
会社労組

産業政策局

産業・企業の健全な
発展に向けた取り組み

経済・社会
政策局

社会保障・税制などの
国民生活課題の解決に
向けた取り組み

労働条件局

賃金、労働条件に
関する取り組み

職場環境
対策局

職場環境、福祉諸制度に
関する取り組み

組織対策局

組合組織の活性化と
拡大に向けた取り組み

損調労組局

損調労組の活動全般に
関わる取り組み

情報システム
労組局

情報システム労組の
活動全般に関わる
取り組み

取り組みの全体像

2015年度活動方針

対外的な働きかけ

政策提言
行政・業界対応
連合との連携
国際・グローバル対応
UNIとの連携

単組への支援

情報提供
調査・研究
セミナー・研修
広報・啓発

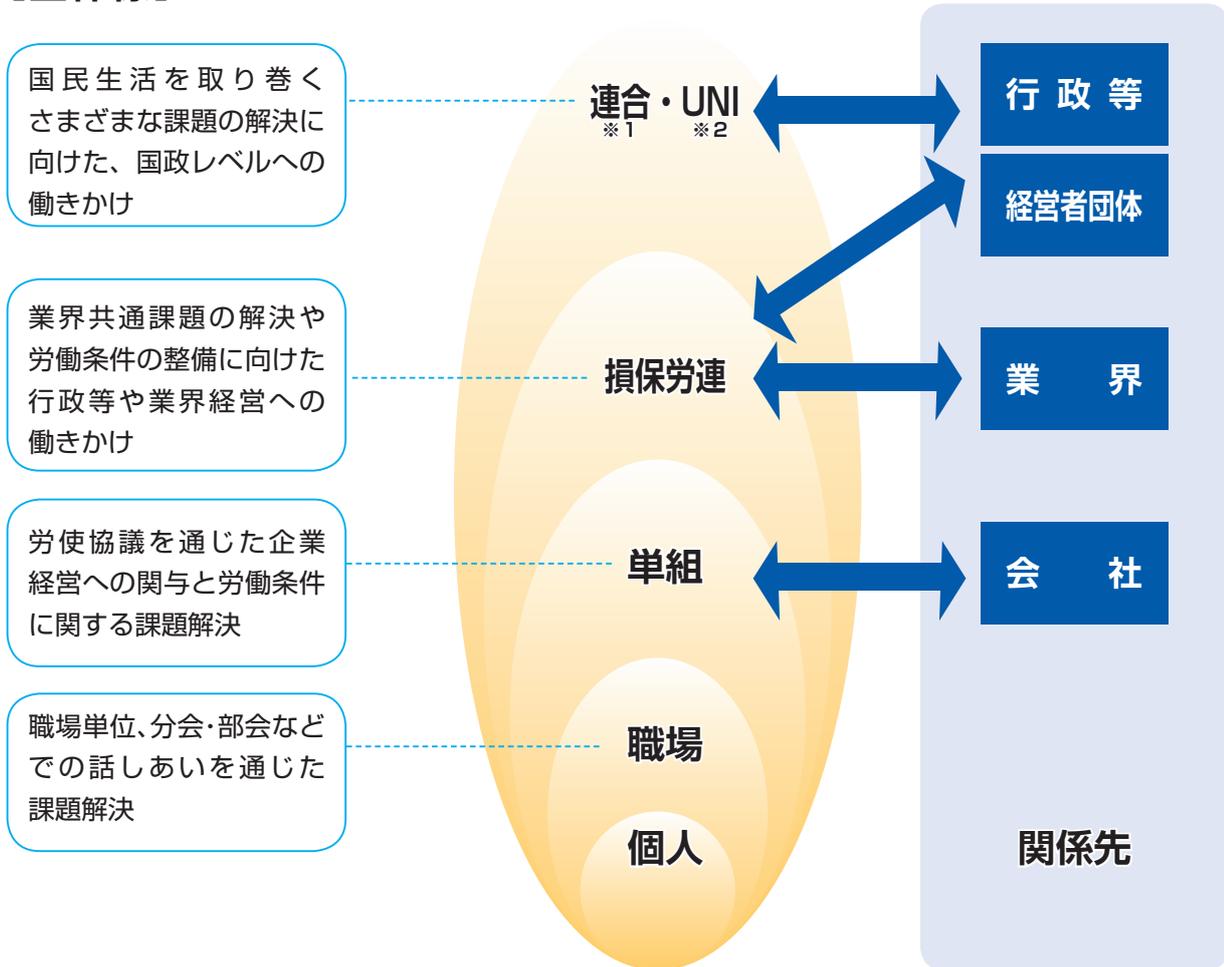
「創造性豊かな働き」
～私たちはこう働きたい、
こうありたい～

活動目的

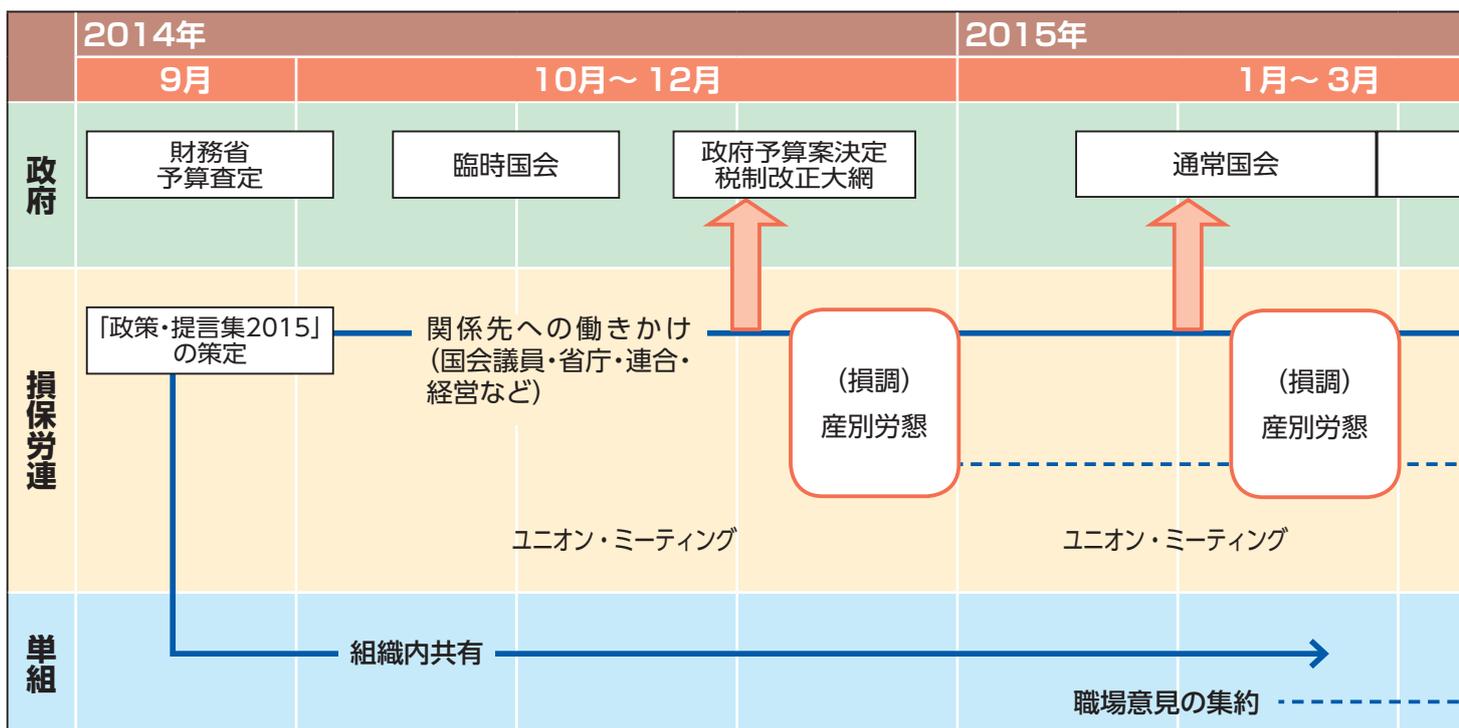
- 損保グループ産業で働く全従業員の労働条件の維持向上
- 損保グループ産業の健全な発展

損保労連における政策活動の概要

[全体像]



[第49期(2015年度)政策活動の流れ(予定)]



[損保労連の動き]

行政等に対して

- ・ 各種法規制・ルールの見直しについて、国会議員・省庁などへ意見を発信（金融審議会、自賠責審議会などへの対応を含む）



連合に対して

- ・ 経済・金融政策、社会保障・税、労働法制などについて、各種会議体を通じて意見を発信



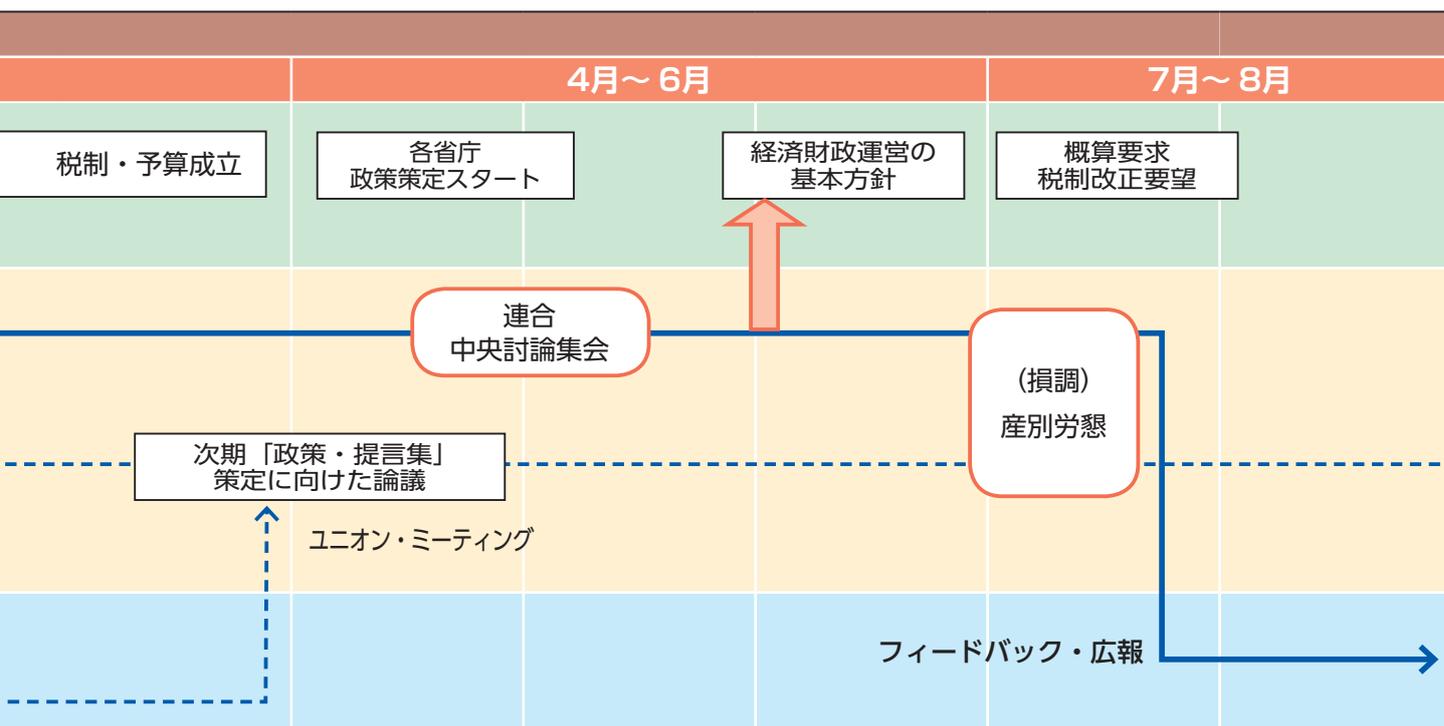
業界に対して

- ・ 業界共通課題について、労使トップによる意見交換（保険会社産業別労使懇談会、損害調査会社産業別労使懇談会）を年3回程度実施
☞ P.64 ~ 72を参照



(※ 1) 1989年に結成された日本の労働組合のナショナル・センター（中央労働団体）。

(※ 2) 2000年に結成された国際産別組織。世界150カ国、約900組合・2,000万人の労働者で構成される。



損保労連の活動を支える基本

1. なぜ「創造性豊かな働き」を定めているのか

労働組合がめざしているもの（目的）は、『働きがい』『ゆとり・豊かさ』『自負・誇り』の実現、「魅力ある産業・企業の構築」であり、それを実現するための手段として、さまざまな関係者に対する働きかけや、組合員へのサポートを行っています。

「私たちはこう働きたい、こうありたい」といった組合員の率直な思いをベースに、「創造性豊かな働き」を定めることにより、損保労連・単組としての取り組みの基軸をしっかりと定め、テーマや手段を決定し取り組むことよって、より力強くすすんでいけるものと考えました。

また、現在の多忙極まる職場のなかで、ともすれば、今の環境に流され、自分が本当に求めている「働き」を見失いがちな組合員にとっての「道しるべ」が必要とも考えました。

2. 「創造性豊かな働き」とは

現在の取り巻く環境や今後想定される環境変化をふまえ、組合員の「こう働きたい、こうありたい」といった思いをベースに、「幸せ」を創りだす働き（労働組合がめざしている目的につながる働き）を損保労連としてまとめたものです。

労働組合が常にめざしているもの（普遍的な目的）

- ① 「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」の実現
- ② 魅力ある産業・企業の構築
(≡労働諸条件の維持・向上、産業・企業の健全な発展)

「創造性豊かな働き」によって、 より力強くすすんでいく！

損保労連・単組

「創造性豊かな働き」を
ふまえ、取り組むテーマ
や手段を決定し、行動！

組合員

「創造性豊かな働き」に
向けて、一人ひとりが
主体的に、行動！

私たちがめざす働き（組合員の道しるべ）
損保労連・単組の活動の拠り所
環境や組合員の意識の変化に応じて見直し

「創造性豊かな働き」

～私たちはこう働きたい、こうありたい～

組合員の声、取り巻く環境、目的との適合性などをふまえ策定



コンセプト —創造性豊かな働き—

「創造性豊かな働き」

～私たちはこう働きたい、こうありたい～

変化を前向きに
捉え、自分の強みを
生かして主体的に働き、
常に自らの成長を実感したい。

●キーワード●

「チャレンジ」、
「自分らしさ」、「自分の意志」、
「継続的成長」

認めあい、
支えあい、つながりを
感じながら働きたい。

●キーワード●

「多様性の尊重、受容」、「チーム」、
「コミュニケーション」

顧客に高品質な
サービス・価値を提供
していききたい。

●キーワード●

「顧客に対する付加価値の創出」、
「顧客満足につながる効率化」

仕事と生活の
バランスを大切に
しながら働きたい。

●キーワード●

「仕事以外の生活の充実」、
「互いの時間の尊重」

社会からの
信頼を感じながら
働きたい。

●キーワード●

「誇りの持てる産業・企業」、
「持続性」



第1章

損保グループ産業の 健全な発展に向けて

損保グループ産業の現状

1. 品質・消費者利便のさらなる向上

- (1) 社会・消費者からの要請の的確な把握
- (2) 簡潔でわかりやすい募集・販売
- (3) 業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化

2. 事業フィールドの整備・拡大

- (1) 保険会社グループの業務範囲の拡大
- (2) 共済事業に関する規制の見直し
- (3) 銀行等における保険募集規制の見直し
- (4) 生命保険における構成員契約規制の撤廃

3. 社会インフラ機能の維持・拡大

- (1) 迅速かつ適切な保険金支払
- (2) 保険金詐欺・不正請求等の防止
- (3) 反社会的勢力との関係遮断
- (4) 自賠責保険制度の安定運営
- (5) 地震保険制度の見直し
- (6) 中間利息控除の見直し
- (7) 税制の見直し（平成27年度税制改正要望）

損保グループ産業の現状

| マーケットの概況

- 国内景気は緩やかな回復を続けており、国内の損保マーケットを取り巻く環境には改善がみられています。しかし、中長期的な視野に立てば、本格的な少子高齢化の進展などを背景に、既存のマーケットは飛躍的な拡大が見込めない状況にあります。このような状況下、業界では会社統合や機能別再編といった動きが加速しているほか、持株会社経営のもと海外進出や事業の多角化がすすめられています。
- また一方で、度重なる自然災害の発生や高齢運転者の増加、原材料価格の高騰に起因する修理費単価の上昇などが支払保険金の増加傾向をもたらしています。損保会社と生保会社、損調会社、事務・システム会社は、それぞれの連携のもと、事故防止につながるサービスの提供、修理費をはじめとする損害額の適正化、保険金詐欺・不正請求の防止を通じた損害率の改善、業務プロセスの見直しやシステム共通化による事業の効率化などに努めています。このような状況下、多くの損保会社が2013年10月よりノンフリート等級別料率制度における新たな割増引率の適用を開始したほか、各種保険料の引き上げを検討しています。
- 2014年4月に実施された消費税率の引き上げにともない、この先損保会社における物件費・代理店手数料・支払保険金、損保系生保会社における代理店手数料に係る負担が拡大するおそれがあります。また、外部委託費に係る負担の増加は、グループ会社の経営のあり方にも少なからぬ影響を与える可能性があります。なお、政府は「基礎的財政収支」を黒字化するため、2015年10月に消費税率をさらに引き上げることを検討しています。

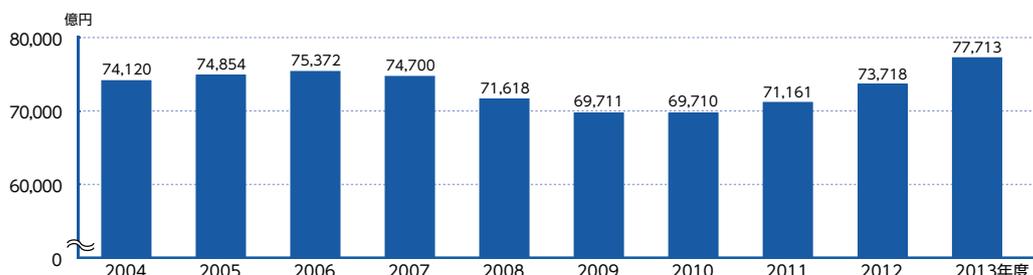
| 損害保険会社の決算概況

- 2014年6月に一般社団法人日本損害保険協会が発表した加盟27社の2013年度決算概況によれば、正味収入保険料は、料率改定や件数増加による自動車保険・自賠責保険の増収や住宅着工件数の増加にともなう家計分野を中心とした火災保険の増収などにともない、対前年度比で3,995億円増収(+5.4%)し、7兆7,713億円となりました。
- 正味支払保険金は、自動車保険の事故件数が減少したことなどから、対前年度比で2,146億円減少(▲4.5%)し、4兆5,603億円となり、正味損害率は、64.1%(対前年度比▲6.3ポイント)となりました。また、正味事業比率は、正味収入保険料の増収により、32.3%(対前年度比▲0.7ポイント)となり、これらの結果、コンバインド・レシオは、96.4%(対前年度比▲7.0ポイント)と6期ぶりに100%を下回りました。
- 保険本業の利益を示す保険引受利益(損失)は、増収にともなう責任準備金繰り入れや、2014年2月に発生した雪害による支払備金繰り入れの負担がかさんだことなどにより、▲1,344億円と4期連続の赤字となり、赤字幅は対前年度比で795億円拡大しました。

○資産運用に関しては、国内株式の配当金の増加などによる利息及び配当金収入の増収や、国内株式市況の回復による有価証券売却損・有価証券評価損の大幅な減少により、資産運用粗利益が対前年度比で856億円増益（+16.8%）し、5,951億円となりました。

○当期純利益は、保険引受利益（損失）の赤字幅が拡大したものの、資産運用費用の減少などにより、対前年度比で472億円増益（+28.2%）し、2,143億円となりました。

◆正味収入保険料の推移



※正味収入保険料とは、元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したものの。
「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「出再正味保険料」－「収入積立保険料」

出所：日本損害保険協会「ファクトブック2013 日本の損害保険」

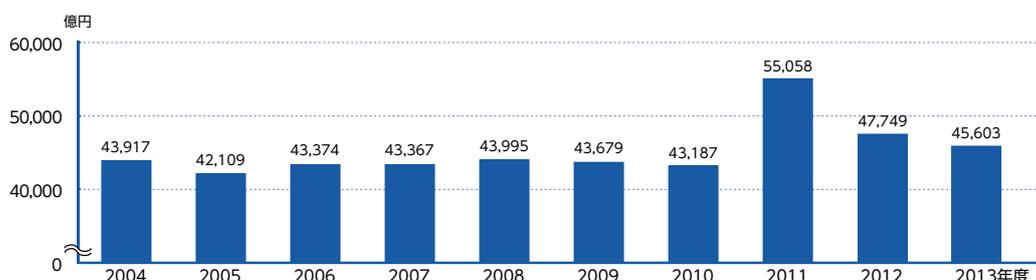
◆海外連結損害保険子会社の地域別正味収入保険料（2012年度）

(単位：億円)

元受保険会社			再保険 専門会社	合計
北米・中南米	欧州・中東・アフリカ	アジア・大洋州		
3,439	859	1,703	2,307	8,308

出所：日本損害保険協会「ファクトブック2013 日本の損害保険」

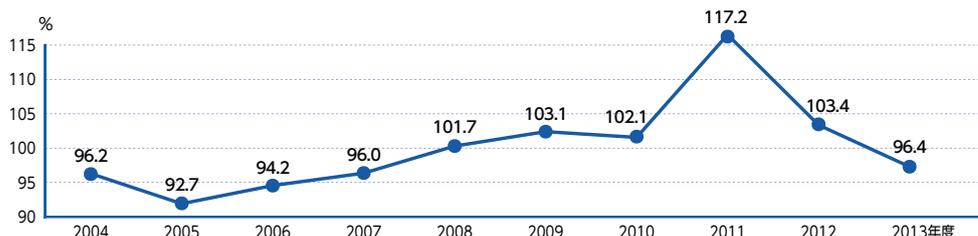
◆正味支払保険金の推移



※正味支払保険金とは、支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したものの。
「正味支払保険金」＝「元受正味保険金」＋「受再正味保険金」－「回収再保険金」

出所：日本損害保険協会「ファクトブック2013 日本の損害保険」

◆コンバインド・レシオの推移



日本損害保険協会HPより抜粋

1

品質・消費者利便のさらなる向上

基本的な考え方

より高品質な商品・サービスの提供および消費者利便の向上を図るため、社会・消費者の要請を受け止める態勢の構築や、業界レベルでの業務削減・効率化の推進を通じ、組合員一人ひとりの働きがい・やりがいを向上させ、より付加価値の高い働きの実現につなげていくことが必要と考えます。

(1) 社会・消費者からの要請の的確な把握

▶ 情勢認識

- より高品質な商品・サービスの提供へと向けられる社会・消費者の期待は依然として高いといえます。
- 2013年12月に公布された消費者裁判手続特例法をはじめ、消費者取引に関するさまざまな法整備がすすめられています。
- 業界では、2012年4月以降、「そんぽADRセンター」の受付窓口を全国に拡大するとともに、新たに相談受付業務を開始するなど、相談・苦情対応の強化を図っています。

▶ 問題意識

- 業界は、不払い問題を生じさせた過去の反省に立ち、信頼回復・品質向上に向けた努力を継続するとともに、時とともに変化する社会・消費者からの要請を的確に把握することで、より高い品質と消費者利便を追求していく必要があります。

提言

- 業界は、金融庁「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の報告書などをふまえ、「そんぽADRセンター」を通じた相談・苦情対応を引き続き充実させていくべきと考えます。また、これらを通じた商品・サービスの改善や、業界の取り組みを客観的に評価する消費者代表・有識者などとの率直な意見交換、その結果の経営諸施策への反映といったPDCAサイクルの定着に引き続き注力していくべきであると考えます。

(2) 簡潔でわかりやすい募集・販売

▶ 情勢認識

- 2014年5月に公布された保険業法の一部を改正する法律（以下、改正保険業法）では、保険会社・保険募集人に「意向把握」「情報提供」に関する義務を課すなど、募集・販売についての新たなルールが創設されています。今後は、内閣府令・監督指針などにおける実務上の指針が示された後、公布後2年以内の施行が予定されています。
- また、2014年7月には、約款定義の明文化などが盛り込まれた民法（債権法）改正の要綱仮案がまとめられており、2015年通常国会へ法案が提出される見込みとなっています。
- 2013年6月に取りまとめられた金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書では、募集文書等の簡素化に向けた業界の自主的な取り組みに対する期待が示されています。こうしたなかで、損保協会は「募集文書等の表示に係るガイドライン」などの改定、各種商品の「重要事項説明書標準例」の策定を行うとともに、募集人の一層のステップアップをめざすしくみとして「損害保険大学課程」の教育制度をスタートさせ、実践的な知識や業務スキルを高めるための取り組みをすすめています。
- 2012年12月の消費者教育推進法施行や、2013年4月に金融庁「金融経済教育研究会」報告書が取りまとめられたことなどを受け、社会全体で金融経済教育に取り組む機運が高まっています。業界としても、「金融経済教育推進会議」への参画や大学への講座の提供などを通じ、消費者の保険リテラシーの向上に努めています。

①改正保険業法

▶ 問題意識

- 改正保険業法は、募集プロセスの各段階におけるきめ細やかな対応の実現に向けた「積極的な顧客対応」を求めることを目的としたものであり、志向する方向性は評価できるものと考えます。ただし、同法第294条の2に定める意向把握義務については、これを受けた各社がそれぞれに異なる対応マニュアルを作成し、乗合代理店の業務に混乱が生じるおそれや、過度に法遵守を意識するあまり、保険会社・代理店における対応が硬直的になるおそれなどがあります。また、同法第294条に定める情報提供義務については、乗合代理店が複数保険会社の商品の比較推奨販売を行う際の説明が煩雑になることで、必ずしも消費者利便の向上に資するとは言いえないケースが生じる懸念があります。

提 言

- 意向把握の方法については、内閣府令・監督指針などで実務上の指針を一定程度示しつつ、実態に即した手直しを随時行っていくべきであると考えます。また、比較推奨販売を行う際の説明については、消費者が「比較したい」と思える程度の容量にとどめるべきであると考えます。

②民法（債権法）の改正

▶ 問題意識

- 損害保険契約の大半は毎年更新を迎える1年契約であり、更新の度に契約条項の確認を求められるケースは多くありません。したがって、実務においてはお客さまより特段の求めがない限り、契約締結あるいは更新手続きの後に約款を送付する例が大半です。法改正により、約款の内容を認識する機会につき一律に厳格な開示を求めるとした場合、多くの約款使用者と相手方にとって、

得られる便益が小さい反面、手続きの煩雑さが増す状況を生むおそれがあります。また、約款が大量の定型的取引を迅速かつ効率的に行うことを目的としたしくみであることをふまれば、約款使用者にとって、組入要件を充足するか否かなどの判定を明確かつ容易に行うことのできる規律とする必要があります。

提言

○契約の当事者がその契約に約款を用いることに合意し、かつ、その約款を準備した者により、契約締結時までに相手方が合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている場合には、約款をその契約の内容とするべきであると考えます。また、損害保険契約をはじめ、約款が用いられることが広く一般に認知されている事例が存在することをふまれば、約款を用いることに対する当事者間の合意は、必ずしも明示的である必要はないと考えます。「合理的な行動」「約款の内容を知ることができる機会」については、平均的な相手方を基準とした認定がなされるべきであると考えます。

③帳票・約款用語などの見直し

▶問題意識

○重要事項説明書など契約手続きに用いられる各種帳票は、保険会社ごとに設定項目に差異があることや、文字数が多く読みづらいことなどから、手続きの煩雑さ・わかりにくさを生じさせています。また、レンタカー・代車などの約款用語や特約の名称、各社の部署名などに対しても、消費者にとってわかりづらいといった指摘があります。少子高齢化やグローバル化の進展をふまれば、これら帳票や約款用語などに関しては、高齢者や外国人の契約者にも理解いただけるよう、よりシンプルなるものを志向していく必要があるものと考えます。

提言

○各社は、2013年に損保協会が公表した各種商品の「重要事項説明書標準例」や「高齢者に対する適正な保険募集をさらに推進するためのガイドライン」などを最大限に活用し、簡潔でわかりやすい帳票の整備に取り組むべきであると考えます。

④金融経済教育の推進

▶問題意識

○多くの損保商品は、責任保険や物保険、費用保険などさまざまな保険の組み合わせで構成されており、その説明はただでさえ難しいものといえます。消費者が自らの判断で正しい選択・判断を行うためには、各社が改正保険業法などが規定する募集・販売ルールを徹底することにくわえ、消費者の保険リテラシー・責任意識の向上を図ることもまた重要であると考えます。なお、損害サービスの現場においても、症状固定・過失割合・免責事項などについて、契約者・被害者に理解いただくまでに時間を要するケースが多くみられています。

提言

○行政・業界は、より幅広い層に金融経済教育を浸透させていくために、引き続き教育機関や消費者団体などとの連携強化、教育内容の充実を図るべきであると考えます。

(3) 業界共通化・標準化を通じた業務削減・効率化

▶情勢認識

○業界では、震災対応における各社協調の取り組みを風化させることなく平時に応用していくことが重要であるとの認識にもとづき、損保協会の第6次中期基本計画の重点課題に沿って、事務手続きなどの共通化・標準化をすすめています。

▶問題意識

- 各社における戦略・ビジネスモデルの違いや、個社内における部門間の意見対立などにより、とすれば「総論賛成・各論反対」に陥りがちな取り組みであることから、まずは少しずつでも実績を積み上げていくことが重要であると考えます。
- 労使における継続的な検討態勢のもと、環境変化に応じて課題を見直していくこと、解決に時間を要する課題についても実現を前提に検討をすすめていくことが重要であると考えます。

提言

※行政・業界に対する提言事項をP.16～18に掲載

損保労連

職場アイデア、継続収集

組合員の声で業務改善 実現した案件も

損害保険労働組合連合会（20単組、組合員約8万7千人、田原将一委員長・三井住友海上労組）が進める業務改善活動で、組合員のアイデアを継続的に収集し、提言を策定する仕組みが定着している。2013年9月から本格的に態勢を整備し、取り組んでいるもので、特に業界で検討されている「業務の削減・効率化、標準化・共通化」でも具体的な成果が表れている。

労組の上部団体が組合員の声を継続的に集めるのは政策提言の内容を洗練させ、働きかける力を高めるのが狙い。アイデアは政策提言としてまとめ、行政や業界に提案する。14（組合）年度から単組の年間スケジュールにこの活動を盛り込むように呼びかけた。アイデアを集める中核的な役割を担うのが「ユニオン・ミーティング」。全国で年3回開く会場で、職場の組

検討中の主な政策提言の項目	
業務標準化	自賠責保険の異動・解約手続きの電子化、窓口の一本化
	地震保険の建築年割引適用時の確認資料の廃止
	契約関係書類の統一化（質権設定承認請求書、口座振替依頼書などの帳票フォームの統一）
その他	改正保険業法の施行、民法改正の審議に向けた中間利息控除の見直しなどの項目も新設する

「（産業界政策局）という。会合で出されたアイデアは損保労連の検討委員会でも整理し、提言に盛り込む。アイデアが具体化する事例も出始めた。日本損害保険協会が進める業務の共通化・標準化の取り組みにも提言。自賠責保険の異動・解約手続き時の帳票（主な項目は別表）

や事務ルールを標準化したほか、代理人手続きの署名・押印ルールの標準化が実現。損保一般試験の講師向けの「講習ガイド」の作成も決まった。災害救助法適用地域で家屋の流失などで保険契約の手がかりを失った場合でも契約照会に応じる「自然災害損保契約照会制度」も14年7月から開始された。7月17日の産業別労使懇談会では他項目も「さらなる検討」を求めた。今期集めたアイデアなどを盛り込んだ政策提言集は14年8月に策定する。改正保険業法などの項目を新設する方向で検討している。

2014年7月25日ニッキン（日本金融通信社）20面

組合員の皆さんの声を基点とする政策実現の取り組みは、社会からも注目されています。

業界共通化・標準化に関する提言

行政に対する提言

項番	項目	内容
1	<p>継続</p> <p>自動車登録情報の 電子的提供制度の見直し等</p>	<p>▶自動車登録情報の電子的提供は、車両所有者などの情報確認に要する作業負荷の軽減・消費者利便の向上の面で有効な制度といえます。しかし、情報提供を受けるにあたっては、自動車登録番号と車台番号を明示する必要があるため、実務上は車検証の現認が制度利用の前提となっています。</p> <p>☞保険会社にて自動車登録番号のみによる情報提供が受けられるよう、制度の見直しを求めます。また、軽自動車・二輪車についても同様の情報提供を受けられるよう、行政システムの拡充を求めます。</p>
2	<p>継続(拡充)</p> <p>各種行政書類の標準化</p>	<p>▶自賠責保険の異動・解約時に取り付ける「標識交付証明書」については、自治体により書類の名称などに違いがあることから、確認のために時間を要しています。</p> <p>☞「標識交付証明書」の名称ならびに受付印の扱いなどについて、自治体間で統一を図るよう求めます。また、税務署や福祉事務所から送付される契約内容照会（開示依頼）文書について、フォームの標準化を求めます。</p>

業界に対する提言

項番	項目	内容
1	<p>継続(拡充)</p> <p>自賠責保険異動・解約 手続きの電子化等</p>	<p>▶自賠責保険の異動・解約手続きは、電子化がなされておらず、各社において書類作成のため多大な負担が発生しています。</p> <p>☞自賠責保険の効率的かつ的確な異動・解約手続きを実現するため、手続きの電子化もしくは窓口の一本化を求めます。</p>
2	<p>継続</p> <p>自賠責保険・自賠責共済 契約内容の電子的照会 制度の構築</p>	<p>▶人身事故発生時に自賠責保険契約会社等の確認に時間を要することが円滑な事故対応を阻害する要因となっています。</p> <p>☞自賠責保険・自賠責共済の確認を円滑に行うため、業界内で契約内容を電子的に照会できる制度の構築を求めます。</p>
3	<p>継続</p> <p>ノンフリート 等級確認運営の見直し</p>	<p>▶前年度他社契約の自動車保険では、前契約の証券番号誤りや解約漏れなどで新契約への適用等級の不一致が発生し、確認が必要となるケースが多くみられます。適用等級が告知事項となっていることなどから、保険会社間の契約データ照合により生じた不一致については、契約から一定期間が経過した後に各社から契約者本人へ確認を行います。こうした確認作業は契約者・代理店にとって大きな負担となっています。</p> <p>☞「調査のお願いフォーム」の統一化および保険会社間による確認を可能とする態勢の整備を求めます。</p>
4	<p>新規</p> <p>ノンフリート 等級継承ルールの標準化</p>	<p>▶等級継承ルールが各社で異なることにより、重複契約や事務ミスが生じやすく、それらの不備の解消にも時間を要しています。</p> <p>☞ノンフリート契約の等級継承における満期日・解約日前の保険期間重複猶予や中断特則ルール、個人・法人間の等級継承ルールの標準化を求めます。</p>
5	<p>新規</p> <p>自動車保険の保有確認 ルールの標準化</p>	<p>▶いわゆる「一筆ルール」を認めるかどうかにつき、各社ルールが異なることにより、代理店業務に混乱が生じています。</p> <p>☞自動車保険の車検証の保有確認ルールの標準化を求めます。</p>

項番	項目	内容
	継続	▶非幹事契約の保険金支払データに関する保険会社間の情報交換のしくみは、十分であるとはいえません。
6	割増引に関する 情報交換制度の充実	<p>▶誤った割増引適用を防止する観点などから、販売用自動車・陸送自動車の包括契約などに関する各社間の成績照会について、回答フォームの標準化および業界内のシステム整備を求めます。</p>
	継続(拡充)	▶財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」の報告書に指摘があるように、現場からは「耐震割引の確認に要する資料の取り付けが煩雑で、割引制度を活用いただくうえでのネックになっている」といった指摘とともに、各種取付資料の簡素化を望む声が多く寄せられています。
7	地震保険契約に関する 取付資料の簡素化・廃止	<p>▶ペーパーレスの募集が今後より一層広がっていくものと考えられるなか、契約者・保険会社双方の確認作業を軽減する観点から、各種取付資料の簡素化、建築年割引確認資料の廃止（契約者の申告にもとづいて割引を適用する）を求めます。</p>
	継続	▶例えば、相続時の事務処理の差異は、返戻金の二重払防止に対する各社の考え方の違いが反映したものと考えられますが、こうしたルールの違いにより、代理店業務に混乱が生じています。
8	積立保険満期返戻金 支払時の取付資料の標準化	<p>▶積立保険の満期返戻金支払手続きに要する書類について、各社ルールの標準化を求めます。</p>
	継続	▶申込書や異動承認請求書などに関するルールが各社で異なることにより、代理店から多くの照会が寄せられているうえ、契約者に再度押印を依頼するケースがあるなど、募集現場において無用な混乱が生じています。
9	署名または記名・押印 ルールの標準化	<p>▶契約者の同意（訂正を含む）を確認するための署名または記名・押印について、事務処理の精度を上げるため、ルールの標準化を求めます。</p>
	継続(拡充)	▶口座振替結果のシステム反映が翌月の第4営業日となっているため、前月の振替有無が保険料不払解除を左右する場合などにおいて、契約者・代理店などによる振替結果の確認作業が必要となっています。
10	金融機関との間で行う 手続きの迅速化・簡素化	<p>▶金融機関により「質権設定承認請求書」「口座振替依頼書」のフォームが異なることで、代理店における帳票管理や点検事務が煩雑になっています。また、契約者が保険契約の申込書と口座振替依頼書に押印する印を混同し、書類不備となる事例が散見されています。</p> <p>▶口座振替結果確認に関するデータ交換の迅速化など、債権管理をスムーズに行うための対策を求めます。くわえて、「質権設定承認請求書」「口座振替依頼書」のフォームの統一および「口座振替依頼書」への署名を可とするルールの策定を求めます。</p>
	継続	▶紙ボルドロによる共同保険の計上は、各社の経理部門における仕分けや営業部門における計上といった大量の手作業の存在にくわえ、各社の計上時期相違による計上遅延の発生、精算業務の混乱にとまなう代理店手数料支払時期への影響、各社別の保険種目コードや保険始期・終期といった記載項目の相違に起因する各社間の照会負荷など、産業レベルで大きな間接コストを生じさせています。
11	MT計上対象種目の拡充 およびボルドロ計上記載 項目の標準化等	<p>▶MT計上対象種目の拡充、紙ボルドロの記載項目の標準化を求めます。くわえて、非幹事会社における支払保険金計上の負荷を軽減するため、共同保険の支払保険金計上についても、自動計上対象契約を拡充するなどのシステム環境の整備を求めます。</p>
	新規	▶保険会社間で情報やデータを交換する際、各社で用いる用語に差があることから、事務手続き上の確認やシステム対応における負担が増加しています。
12	業界用語・システム用語 の共通化等	<p>▶組合員・代理店の負担軽減および業界全体のコスト削減の観点から、業界用語やシステム用語の共通化もしくは用語集の作成を求めます。また、現在各社が個別に管理している漢字水準・禁則文字などについても、運用の共通化を求めます。</p>
	継続	▶資格取得と代理店登録の手続きが分かれていることにより、無登録募集を惹起させるおそれがあります。
13	募集人資格取得と 使用人登録の連動化等	<p>▶保険募集を新たに予定する人が募集人資格の取得と同時に使用人届出・登録を行うことができるよう、募集人・資格情報システムと代理店登録等における電子申請システムの連動化もしくは一本化を求めます。</p>

項番	項目	内容
14	<p>継続</p> <p>乗合代理店における代理店監査項目の共通化等</p>	<p>▶改正保険業法の施行を控え、業界を挙げて代理店管理・指導に注力する必要があるなか、現場の対応負荷が増加するおそれがあります。</p> <p>※組合員・代理店双方の負荷軽減、乗合代理店におけるコンプライアンス態勢の強化に向けて、代理店監査項目の共通化および監査結果の共有化を求めます。</p>
15	<p>継続</p> <p>乗合代理店の自己・特定契約比率の計算に関するインフラの整備</p>	<p>▶毎年一定の時期に保険会社が把握・管理することになっている乗合代理店の自己・特定契約比率調査は、乗合各社が調査し代申会社が合算集計するなど極めて非効率かつ煩雑な手続きとなっています。</p> <p>※乗合代理店の自己・特定契約比率を正確かつ簡素に計算することができるよう、業界内のインフラ整備を求めます。</p>
16	<p>継続</p> <p>「特定者」の範囲の見直し等</p>	<p>▶「特定者」に関しては、当該代理店との資本的関係のほか、役職員の兼務関係をはじめとする人的関係など、極めて広い範囲に規制がかかっています。企業再編や雇用の流動化の影響は法人代理店にも及んでおり、役職員の過去の職歴を正確に把握するにあたり、プライバシーへの留意が必要なおえ、相当な負荷が生じています。</p> <p>※代理店委託業務の煩雑さを軽減するため、特定者の定義・規定の見直しを求めます。くわえて、生損保間における定義の統一を求めます。</p>
17	<p>継続</p> <p>乗合代理店における個人情報管理ルールの標準化</p>	<p>▶社外へのデータの持ち出しに関するルールや顧客情報の定義が各社ごとに異なることにより、代理店業務に混乱が生じています。</p> <p>※各社で異なる乗合代理店の個人情報管理ルールについて、標準化を求めます。</p>
18	<p>継続</p> <p>保険金支払業務に関わる帳票の標準化</p>	<p>▶各社間で授受するレポートに記載漏れがあり、円滑な事故対応を阻害する要因となっています。</p> <p>※「自動車保険事故受付票」「車物に関する損害調査の確認資料」「人身傷害対応事案に関する自賠責付保会社への精算通知・照会状」など、保険会社間で授受する各種帳票について、フォームの標準化を求めます。</p>
19	<p>継続</p> <p>保険金請求書・診断書等の標準化</p>	<p>▶保険金請求書の記載項目や提出要否に関するルールが各社で異なることにより、請求者から保険会社へ多くの問い合わせが寄せられています。</p> <p>※事故処理上必要となる確認項目が同じ保険種目について、保険金請求書・診断書等のフォーム、ならびに当該書類の提出要否に関するルールを標準化するよう求めます。</p>
20	<p>継続</p> <p>保険金VAN決済システムの拡充</p>	<p>▶先行払した車物事案の求償保険金回収などは、1件ごとの回収・計上処理を手作業で行うなど、非効率な実態にあります。</p> <p>※保険金VAN決済システムについて、対人VAN決済と同様の決済システムを早期に構築するよう求めます。</p>
21	<p>継続(拡充)</p> <p>重複保険に関する求償スキーム等の周知徹底</p>	<p>▶他の保険会社や共済との間で行う重複保険の求償は、手続きが煩雑であることにくわえ、スキームが十分に理解されていないことから、各社の現場に大きな負荷を与えています。</p> <p>※重複保険の求償手続きに関するスキーム、重複契約確認時の標準フォームの活用について、各社・現場への周知徹底を求めます。</p>
22	<p>継続</p> <p>自賠責調査事務所の事務運用ルールの標準化</p>	<p>▶自賠責保険の調査・支払に関する事務ルールや重過失減額認定に関する運用ルールに地域間の差異があり、業務の増加を招いています。</p> <p>※自賠責調査事務所の事務運用ルールの標準化を求めます。</p>

【 これまでの主な取り組み 】

- 2011年
- 内閣府「国民の声」への要請
- 2012年～2013年
- 金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の審議事項について、金融庁・連合・消費者代表と意見交換
- 2014年
- 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対するパブリックコメントへの意見提出
 - 第186回国会・改正保険業法の審議にあわせ、国会議員へ意見発信
 - 「業界共通化・標準化」のアイデアをユニオン・ミーティングにて論議
 - 「業界の取り組みに対する社会・消費者の理解拡大」「改正保険業法への対応」について、産別労懇・損調産別労懇にて意見交換
 - 「金融経済教育の推進」について、韓国・シンガポール・英国にて調査



2

事業フィールドの整備・拡大

基本的な考え方

社会・消費者のニーズの多様化、安心・安全に対する意識の高まりに応じていくため、損保グループ産業が有する強みを生かすことができるよう、消費者保護に配慮しつつ各種規制の見直しをすすめていくことが必要と考えます。

(1) 保険会社グループの業務範囲の拡大

▶ 情勢認識

- 価値観・ライフスタイルの多様化や世帯構造の変化、社会保障制度・税制改革に向けた論議の進展などにもない、これらに応える保険商品・サービスを提供していくことが期待されています。
- 2013年6月に取りまとめられた金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書においては、こうした社会・消費者のニーズに応える観点から、保険会社グループの業務範囲を拡大するべきであるとの方向性が示されています。

▶ 問題意識

- 保険会社・子会社の業務は、他の事業に起因する不測のリスクが保険契約者等に波及する事態を回避する必要があることなどから範囲規制が設けられていますが、社会・消費者の多様なニーズに応える観点をあわせ持ち、その都度規制の見直しが図られるべきであると考えます。

提言

- 都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童問題の解消、保険会社グループが有する資産の有効活用の観点から、すでに子会社の業務として認められている老人福祉施設の運営業務と類似性がある保育所の運営業務については、保険会社グループの業務として認めるべきであると考えます。

(2) 共済事業に関する規制の見直し

▶情勢認識

- 共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実な契約の履行が求められる事業であり、契約者等の保護の観点が重要となることから、2005年の保険業法改正により、原則として保険業法の規定が適用されることとなりました。
- しかし、2011年の改正保険業法施行により、2005年の保険業法改正時に特定保険業を行っていた者のうち一定の要件に該当する者は、当分の間行政庁の認可を受けて、認可特定保険業者として特定保険業を行うことができるようになりました。

▶問題意識

- 認可特定保険業者は、保険契約者保護機構（いわゆるセーフティネット）の対象外とされていること、保険募集にあたって資格要件に特段の定めがないこと、公益法人に係る旧主務官庁など所管官庁が多数存在することにより監督のあり方に差が生じるおそれがあることなど、消費者保護の観点から多くの課題を抱えています。

提言

- 特定の集団を対象とする共済事業については、利用要件を明確にするなど、保険と共済の垣根を整理するべきであると考えます。
- 認可特定保険業者に対し、実質的に同等かつ実効性ある監督・規制がなされるよう、行政庁間で十分に連携を図るべきであると考えます。

(3) 銀行等における保険募集規制の見直し

▶情勢認識

- 銀行等における保険募集については、2012年4月に規制の一部が見直され、事業性資金の融資先企業への貯蓄性商品等の販売や住宅ローン申込者への保険募集が認められました。
- 一方で、対象者が事業性融資先か否かの確認にはじまり、非公開情報保護措置にもとづく事前同意の取り付けや影響遮断措置の確保、預金誤認防止措置に関わる顧客への説明など、数多くのプロセスが存在しており、損保グループ産業の組合員が、これら一連の業務プロセスに関する金融機関への教育・研修、日常的な照会対応・指導などの業務を担っています。

▶問題意識

- 保険商品の販売窓口の拡大や販売者同士の競争促進を通じ、サービスの品質を向上させる観点から、さらなる消費者利便の向上を図ることが必要と考えます。他方、販売件数の拡大にともない、適正な販売プロセスを維持するための業務の増加が懸念されます。

提言

- 企業経営を財務面でサポートする機能、個人の資産形成に関する相談機能など、金融機関の専門性を生かした生損保商品を提案することができるよう、消費者保護や業務負荷などの面に配慮しつつ環境整備をすすめるべきであると考えます。

(4) 生命保険における構成員契約規制の撤廃

▶ 情勢認識

○企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結し、生命保険商品の募集を行う場合、圧力募集への懸念から、一部の保険商品を除いて、当該企業およびその企業と密接な関係を有する者（法人）による役員・従業員に対する募集が制限されています。

▶ 問題意識

○圧力募集は、保険業法において禁止行為とされています。事前規制から事後チェック型へと監督行政の転換が図られ、不適切な募集に対する策が講じられているなか、圧力募集への懸念を理由に一切の募集を禁止することは、過剰な事前規制であると考えられます。また、第二分野（損害保険）および第三分野（医療保険など）では、すでに販売が可能となっているなかで、第一分野にのみ規制を課すことの合理的な理由も存在しないと考えます。

提言

○販売者による説明責任の着実な履行や、不適切な募集に対する苦情対応などを含む適切な事後措置・弊害防止措置など、消費者保護の面に配慮したうえで、構成員契約規制は早期に撤廃すべきであると考えます。

【 これまでの主な取り組み 】

- 2011年 ●銀行等による保険募集について、金融庁に意見表明
●内閣府「国民の声」への要請
- 2013年 ●金融審議会「保険商品・サービスの在り方に関するワーキング・グループ」の審議事項について、金融庁・連合と意見交換
- 2014年 ●「社会・経済の発展への貢献を通じた成長戦略」について、産別労懇・損調産別労懇にて意見交換
●「生保分野における政策課題」について、生保労組懇談会にて論議



3

社会インフラ機能の維持・拡大

基本的な考え方

損害保険は、個人や企業のさまざまなリスクを引き受け、経済・社会活動の下支えとなる社会インフラ機能を有し、国民が社会生活を送るうえでの安心を提供する役割を担っています。こうした役割を将来にわたり担い続けていくため、各種業務や制度の安定運営、各社財務基盤の確保に取り組んでいくことが必要と考えます。

(1) 迅速かつ適切な保険金支払

▶ 情勢認識

- 東日本大震災の発生やタイ大洪水、台風・雪害をはじめとする自然災害の多発、新型コロナウイルス感染症、ネットワーク障害、戦争・テロなど、国内外のリスクが多様化・複雑化していることを背景に、社会・消費者の安心・安全に対する意識が高まっています。
- 業界は、東日本大震災の発生以降、大規模災害時の業務継続態勢の確保とともに、共同調査や書面による査定の導入など、迅速な保険金支払をはじめとする消費者利便の向上に取り組んでいます。

▶ 問題意識

- 迅速かつ適切な保険金支払は、損保グループ産業の最も重要な役割であり、この役割を十分に果たすため、さらなる環境整備が必要であると考えます。

提言

※下表のとおり

項番	項目	内容
1	<p>継続</p> 医療機関と保険会社間のネットワークの構築	① 診療報酬明細書のオンライン化はすでに実現されているものの、情報管理上の制約から保険会社の参加は認められていません。診療報酬明細書の取り付けを迅速に行うため、マイナンバー制度の民間活用を含む、医療機関と保険会社間のネットワークの構築を求めます。
2	<p>継続</p> 交通事故証明書の簡便な取り付け等	② 交通事故証明書の取り付けの簡便化、同証明書への事故状況図や車台番号などの記載を求めます。
3	<p>継続</p> 飲酒調査結果の開示	③ 飲酒運転の抑止効果を発揮するため、本人同意の取得を前提として、飲酒調査結果を開示するよう求めます。

項番	項目	内容
4	<p>継続</p> ドライブレコーダーの標準装着化	<p>☞ 過失事案に関する調査および保険金支払の迅速化、交通事故被害者の救済の観点から、ドライブレコーダーを標準装着とするよう、道路運送車両法等の改正を求めます。</p>
5	<p>継続(拡充)</p> 交通事故多発交差点へのカメラの設置等	<p>☞ 交通事故多発交差点における道路標識の視認性向上およびカメラの設置を求めます。また、個人情報保護に関わる一定の手続きのもとで映像の閲覧を可能とすることを求めます。</p>
6	<p>継続</p> イモビライザの標準装着化	<p>☞ イモビライザを標準装着するよう、道路運送車両法等の改正を求めます。また、新たな盗難手法の拡大を防ぐための対応を求めます。</p>
7	<p>新規</p> 最新技術の研究開発および関連法制の整備	<p>☞ ITSやASV（先進安全自動車）の技術開発に向けた研究を一層すすめるとともに、各種データの使用ルールやサイバー攻撃への防御策の整備を求めます。</p>
8	<p>継続</p> 事故状況に関わる共同調査の実施	<p>☞ 大規模災害時においても迅速な保険金支払を行うことができるよう、自動車保険・火災（地震）保険の損害調査において、当事者双方の保険会社が同一の調査会社に対し共同で調査依頼を行うことを可能とするよう求めます。</p>

(2) 保険金詐欺・不正請求等の防止

▶ 情勢認識

- 2012年のノンフリート等級別料率制度の改定に続き、2013年には自賠責保険、2014年には地震保険の保険料引き上げが行われました。また、消費税率の引き上げが各種商品の保険料に及ぼす影響も大きく、2015年にはさらなる税率の引き上げがなされる可能性もあります。こうしたなか、業界・各社は、自動車修理時のリサイクル部品の活用により環境負荷と修理費用を軽減する取り組みや、交通事故の削減や防犯・防災に関する提言・啓発活動の実施など、社会的損失を最小限に抑える取り組みを強化しています。
- 損保協会では、2013年1月に「保険金不正請求対策室」を立ち上げ、「保険金不正請求ホットライン」の運営や、保険金詐欺等を防止するためのデータベースの構築に取り組むとともに、自動車の盗難対策、警察との連携、雪災被害の修理等を偽装した不正請求への対策のあり方に関する検討をすすめています。

▶ 問題意識

- 保険金詐欺・不正請求等は、社会不安の増大など社会に対する悪影響を及ぼすほか、その背後に潜む犯罪組織の資金源ともなり得ることから、さらなる犯罪の発生にもつながりかねません。また、損害率の上昇を通じて保険料率に影響を与えるなど、健全な損害保険事業の発展および契約者間の公平性を阻害する要因となっており、より実効性の高い対策が必要であると考えます。

☞ 提言

※下表のとおり

項番	項目	内容
1	<p>継続(拡充)</p> 各種法制度の見直し	<p>☞ 保険契約法における契約解除要件の見直し（信頼破壊行為の重視）および保険犯罪に関する罰則の強化を求めます。</p> <p>☞ マイナンバー制度の民間活用を含む、医療機関と保険会社間におけるネットワークの構築を可能とする法整備を求めます。</p>

項番	項目	内容
2	新規 業界内データベースの充実	業界として保険金詐欺・不正請求およびそれらの疑義情報の収集に努めること、業界内データベースへの照会を引き受け時にも行えるしくみを検討することを求めます。
3	新規 警察への人身事故届出の徹底	自賠責保険・自動車保険への請求にあたり、人身事故の届け出が必要であることにつき、各社において請求者への説明を徹底するよう求めます。
4	新規 社員教育の充実	各社において、担当者が不正事案の見極めや対応に必要な経験を積むための教育および組織態勢の構築を図るよう求めます。
5	継続 啓発活動の推進	保険金詐欺は犯罪であるという社会規範をつくるべく、公共広告などとの連携を含めた啓発活動の一層の推進を求めます。

(3) 反社会的勢力との関係遮断

▶ 情勢認識

○金融庁は、保険会社に対し、反社会的勢力との関係遮断、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供給の防止に向けた態勢の整備を求めており、2014年2月には、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを推進するための監督指針の改正などが行われました。業界においても、2013年12月に損保協会が反社会的勢力への対応に関する基本方針を改定し、データベースの拡充に向けた方針などを示しています。

▶ 問題意識

○各社間の対応レベルの違いにより、ある保険会社で契約を謝絶された反社会的勢力が、その後他の保険会社で契約するなどの事例が生じるおそれがあります。

○損害保険においては、反社会的勢力との関係遮断をすすめた結果、被害者保護が図れなくなるおそれがあることや、準記名式の団体契約など被保険者を特定することができない契約があること、あるいは契約に至るまでの期間がタイトなかで十分なチェックを行うことができるのかといった他の金融商品にはない固有の課題が残されています。

提言

○業界として、各社間で対応レベルの統一とデータ共有をすすめるとともに、行政や周辺業界との情報連携、代理店との意識レベルの共有を一層すすめるべきと考えます。また、損害保険に固有の課題について、行政とともに検討をすすめる必要があるものと考えます。

○各社における現場教育の充実と安全管理の徹底を求めます。

(4) 自賠責保険制度の安定運営

▶ 情勢認識

○自賠責保険は、交通事故による被害者救済を目的とした自動車損害賠償保障法（自賠法）にもとづき、1956年から強制付保とされており、人身事故の被害者が一定額の補償を確実に得られるよう、自動車ユーザーへの契約締結の強制と保険会社の契約引受義務が法定化されています。

○交通事故被害者支援を中心とする交通事故対策のために保険料から積み立てられている約6,000億円の資金は、政府の一般会計に貸し出されたままになっています。

▶問題意識

- 自賠責保険は、被害者の保護・救済を目的とする社会保障的性格を有していることから、ノーロス・ノープロフィット原則にもとづいて運営されています。強制保険という性格をふまえれば、保険料水準を極力抑制する必要がありますが、一時に大幅な保険料引き下げを行うと、将来的に大幅な保険料引き上げにつながるおそれがあります。

提言

- 自賠責保険料の急激な上昇は自動車ユーザー・販売店双方に過度な負荷となることから、基準料率の設定にあたっては、中長期的な収支バランスに十分配慮すべきであると考えます。
- 自動車安全特別会計から一般会計への繰入金はユーザーが負担したものであることから、大臣間の覚書に従って早期に繰戻すべきであると考えます。
- ナンバー自動読取装置・カメラの活用による無保険車の捕捉について、成果検証を行ったうえで、装置・カメラの設置場所の拡充を検討すべきであると考えます。

(5) 地震保険制度の見直し

▶情勢認識

- 地震保険制度は、国民が自らの財産を守る自助の制度として1966年に創設され、震災発生時における国民生活および国民経済の安定に長らく寄与してきました。未曾有の被害をもたらした東日本大震災においても多額の保険金が迅速に支払われたことは、本制度が有効に機能することを実証したものとと言えます。一方、今後も巨大地震の連続発生が懸念されるなかで、制度の持続可能性の確保および一層の普及拡大といった課題が浮き彫りになっています。
- 財務省の「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」は、将来予想される巨大地震の発生に備え、官民の保険責任のあり方を含む地震保険制度の持続可能性の確保や、制度の普及拡大に向けた商品の見直しなどについての検討を行い、2012年11月に報告書を取りまとめています。

▶問題意識

- 今後懸念される巨大地震の連続発生への対応にあたり、保険会社の準備金が枯渇し、自己資本を保険金支払に充当せざるを得ない事態が想定されます。その結果、経営に重大な影響が生じ、損保グループ産業・企業が国民の負託に十分に答えられなくなるおそれがあります。
- 制度のさらなる普及拡大に向けては、社会・消費者の意見・要望を真摯に受け止め、商品性の見直しについて丁寧な検討を行う必要があるものと考えます。

提言

- 民間の保険責任額については、準備金の範囲内に限定するなどの恒久的な対策を講じるべきであると考えます。また、現場立会調査の省略や共同調査の拡大などにより、査定の簡素化・迅速化を図るべきであると考えます。
- 制度のさらなる普及拡大に向けて、地震保険の建築年割引適用時の確認資料を廃止するなど、商品内容の見直しに関する検討をすすめるべきであると考えます。

(6) 中間利息控除の見直し

▶情勢認識

- 法制審議会の民法（債権関係）部会が2013年2月に公表した民法（債権法）改正の中間試案では、

交通事故の被害者などへの損害賠償額の算出に用いる中間利息控除^(※)について、現行の5%から3%へと引き下げを行ったうえで、3年ごとに1%刻みで改定を行う「変動制」を導入するとの案が示されています。

(※) 賠償責任保険や傷害保険で死亡・後遺障害事故を実損で補する保険商品の保険金支払実務では、一律に法定利率5%のライブニツ係数を用いて中間利息控除を行い、損害額を算定しています。

▶問題意識

- 中間利息控除の割合は、本来的には不法行為の領域における賠償額算定の問題として検討されるべきであり、法定利率と連動するものではありませんが、判例などを通じ法定利率を用いることが通例となっている現状をふまれば、今般の法改正において法定利率に係る規定のみを明記した場合、中間利息控除の割合に係る扱いが曖昧になるおそれがあると考えます。
- 中間利息控除に用いられる割合を「変動制」に移行した場合、支払保険金の変動を生み、損害の予測可能性や被害者間の公平性の観点から問題なしとはいえないほか、損害額算定実務の見直しにおいて多大な負担が生じるおそれがあります。

提言

- 中間利息控除に用いられる割合は固定とするべきであると考えます。

(7) 税制の見直し（平成27年度税制改正要望）

▶情勢認識

- 昨今の自然災害に対する多額の保険金支払にともない、各損保会社とも自然災害に対する担保力の裏付けともいえる異常危険準備金を大幅に取り崩しており、この残高を回復することが業界全体の課題となっています。金融庁は、「リスク管理の高度化の促進」を引き続き監督方針の重点分野に掲げ、保険会社に対し、規制上の自己資本などの確保のみならず、統合的リスク管理（ERM）態勢の整備・高度化を通じた財務健全性の確保を求めています。また、保険監督者国際機構（IAIS）などにおける国際的な監督基準策定の動きをふまえ、主要な保険会社・グループに対し、ORSA（リスクとソルベンシーの自己評価）による分析結果の報告を求めることを検討しています。
- 2014年6月に閣議決定された「骨太の方針2014」（経済財政運営と改革の基本方針2014）には、「法人実効税率を、20年度のプライマリーバランス黒字達成目標を阻害しないよう、課税ベースの拡大等の恒久財源を確保しつつ、数年かけて、20%台まで引き下げる」との記載があります。課税ベース拡大策の各論としては、現在、政策税制（租税特別措置）のゼロベースでの見直しなどが検討されています。

①損害保険業に係る消費税制上の課題解決

▶問題意識

- 2012年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税率は、2014年4月に8%へと引き上げられました。また、2015年10月には、経済状況の好転を条件として、税率を10%へと引き上げることも検討されています。
- わが国において、損害保険料は、消費税導入以来「課税することになじまないもの」と位置づけられ、非課税とされてきました。このため、一般事業会社であれば認められる、仕入に係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、損害保険会社の場合にはほとんど認められていません。

○消費税率の引き上げにより、損害保険会社においては代理店手数料や物件費および支払保険金、損保系生命保険会社においても代理店手数料等に係る負担の増加が見込まれます。負担の一部は、国民や一般事業者に転嫁せざるを得ない状況にあります。これには、保険料に「見えない消費税」が含まれることのわかりづらさや、流通過程を経るたびに発生する「税の累積」などの課題があります。一方で、転嫁されない負担は、損保グループ産業で働く者の雇用・労働条件に負の影響を与えるおそれがあります。

○また、損害保険会社がグループ会社などに委託している事務・システム開発等の業務についても、委託費に係る負担の増加が見込まれます。これにともない、委託業務を内製化する動きが出ることも想定されますが、そもそも税制のあり方により企業活動が左右されることは、「税の中立性」^(※)の観点から問題なしとはいえません。

(※) 企業や個人の経済活動における選択を可能な限り歪めないようにするという税制の基本原則。企業形態に対し中立的な税制を構築することなどが求められます。

提 言

○消費税率の引き上げにともない拡大する、損害保険業に係る消費税制上の課題について、抜本的な解決に向けた対策の検討を求めます。

○また、税率の引き上げによる影響を緩和するため、グループ納税制度の導入、保険料に織り込まれていない消費税相当額の負担を軽減するための経過措置を求めます。

②受取配当等の二重課税の排除

▶問題意識

○株式等の配当は、課税後の利益から生じるものであり、さらにその配当を受け取った法人においても課税がなされるとした場合には「二重課税」となることから、これを排除するために、法人の「受取配当等の益金不算入制度」のしくみが設けられています。

○しかしながら、本制度は平成14年度税制改正において縮減され、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられています。これは、「二重課税」の問題を拡大するものであり、税理論において不整合であると言わざるを得ません。くわえて、連結納税制度導入にともなう財源措置のひとつとして行われたものである点にも問題があると考えます。

提 言

○受取配当等の益金不算入制度について、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を現行の50%から100%に引き上げるよう求めます。

③火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

▶問題意識

○損害保険会社は、巨大自然災害に対しても確実に保険金支払を行う社会的使命を果たすべく、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金支払原資の確保に努めています。

○しかしながら、近年は、国内外における自然災害の頻発による多額の保険金支払にともない、各社とも異常危険準備金の残高を大幅に取り崩し、いまなお低い水準にとどまっています。異常危険

準備金の残高を早期に積み上げていくための積立率については、平成25年度税制改正により一定の措置がなされたものの、残高の上限となる洗替保証率については、1991年度の台風19号、2004年度の複数の台風、2011～2013年度の複数の災害への保険金支払を考慮すれば、現行の30%では十分とはいえない状況にあります。

提言

- 火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率および本則積立率適用残高率を現行の30%から40%に引き上げるよう求めます。

④地震保険に係る異常危険準備金の非課税措置

▶問題意識

- 地震大国であるわが国の地震保険は、被災された方々の生活の安定に寄与することを目的に政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であり、保険金支払に万全を期すため、法令により収支残高および運用益のすべてを異常危険準備金として積み立てることが義務付けられています。
- しかしながら、無税積立が認められているのは収支残高部分のみであり、運用益部分の積立については段階的な課税を受けています。損害保険各社が制度の普及促進に取り組んだ結果、保険金支払責任限度額が増加していることや、将来、首都直下地震等の巨大地震が発生し得ることなどを考慮すれば、異常危険準備金の残高をさらに充実させる必要があるものと考えます。

提言

- 地震保険に係る異常危険準備金の運用益部分の積立を全額非課税とするよう求めます。

⑤損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

▶問題意識

- 現在、一般事業会社に導入されている外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあり、4分の3部分については所得課税を継続し、残りの4分の1部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっています。一方で、損害保険業に係る法人事業税には、すでに収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方自治体における税収の安定確保に一定貢献しているものと認識しています。
- しかしながら、電気供給業、ガス供給業および保険業の課税の枠組みについては、平成26年度税制改正大綱において、引き続き見直しを検討するとされていることから、将来、損害保険業の課税標準に所得課税が組み込まれることも想定されます。損害保険業は、保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化する特性があることから、所得課税を組み入れて税額が大きく変動するしくみとするよりも、現行課税方式を維持する方が、税収の安定化をめざした外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えられます。

提言

- 損害保険業の法人事業税について、現行課税方式の維持を求めます。

⑥破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

▶問題意識

- 損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットのひとつとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破綻保険会社等の資産を買い取り、買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。
- 破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、2014年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、当該非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることに鑑み、保険契約者保護の観点から恒久化するべきであると考えます。

提言

- 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置について、恒久化を求めます。

⑦印紙税の撤廃

▶問題意識

- 印紙税法の一部改正により、2014年4月以降、印紙税の非課税範囲が拡大されていますが、そもそもインターネットによる契約手続の完了など、商取引のペーパーレス化がすすんでいる現代において、文書による取引のみに印紙税を課すことは、公平・中立・簡素という税の原則に照らして不整合であると考えます。

提言

- 印紙税の撤廃を求めます。

[これまでの主な取り組み]

- 2011年 ●東日本大震災への対応について、関係先と意見交換
- 2012年 ●財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」開催にあたっての意見表明
●「地震保険制度・損害処理態勢」「自動車・自賠責保険の料率改定」「税制改正要望における協働」について、産別労懇・損調産別労懇において意見交換
- 2013年 ●平成26年度税制改正について、国会議員へ要望
- 2014年 ●「保険金詐欺・不正請求の防止」について、韓国・シンガポール・英国にて調査
●「保険金詐欺・不正請求の防止」「反社会的勢力への対応」について、金融庁のほか、産別労懇・損調産別労懇、ユニオン・ミーティングなどにて意見交換
●第133回自賠責保険審議会、平成26年度今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会に向けて、関係先と意見交換



第2章

働く者のより豊かな 生活の実現に向けて

私たちを取り巻く環境

1. 持続可能な社会保障制度の実現

- (1) 今後の被用者医療保険制度のあり方
- (2) 将来にわたって安定した介護保険制度の確立
- (3) 子ども・子育て支援に向けた量的拡充と質の向上
- (4) 持続可能な公的年金制度の構築
- (5) パートタイム労働者への社会保険の適用拡大
- (6) 確定拠出年金制度の拡充
- (7) 税制の見直し（平成27年度税制改正要望他）

2. 労働法制などの見直し

- (1) 企画業務型裁量労働制の見直しへの対応
- (2) 新たな労働時間制度への対応
- (3) 労働者派遣法改正への対応
- (4) 解雇ルールの明確化・金銭解決制度への対応
- (5) ジョブ型正社員制度のルール整備
- (6) 若者の職場環境の整備
- (7) 集团的労使関係の再構築に向けた対応
- (8) 純粋持株会社やグループ企業等における使用者概念の明文化

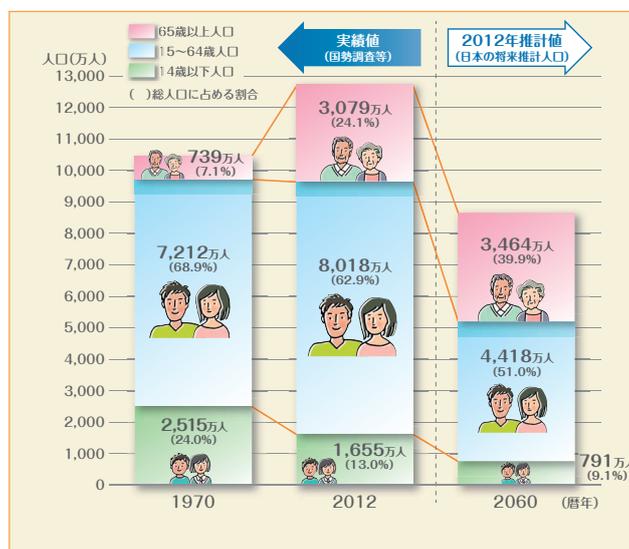
私たちを取り巻く環境

社会保障と税の一体改革をめぐる論議

- 少子高齢化の急速な進展、雇用基盤の変化、単身世帯の増加、地域社会の支えあい機能の低下、経済の長期低迷などの問題に対応しながら、子育て・医療・介護・年金などの社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化を行うため、「社会保障と税の一体改革」がすすめられています。
- 社会保障支出の毎年1兆円規模の増加が見込まれている一方で、財源である社会保険料および税はともに伸び悩み、財源不足が巨額の財政赤字の主因となっています。こうした状況を受け、2012年8月に、社会保障の安定財源の確保に向けて、消費税率の引き上げと消費税の用途明確化が明記された「税制抜本改革法」が成立しています。政府はこれにしたがい、2014年4月に消費税率の8%への引き上げを実施するとともに、2015年10月には、経済状況などを総合的に勘案したうえで、10%への引き上げを検討しています。消費税率の引き上げで得られる財源は、「社会保障の機能強化」「財政の健全化」に用いるとされています。ただし、増加する社会保障給付費を勘案すると、この消費税増税のみにより社会保障に関する「財政の健全化」の実現が図れるかは不透明であるといえます。
- 2013年8月の「社会保障制度改革国民会議」の報告書では、「全世代対応型の社会保障制度」「応能負担」「地域づくり」の考えのもと、子育て・医療・介護・年金の分野ごとの制度改革の方向性が示されています。一方で、被用者医療保険の保険者財政に影響を与えている高齢者医療制度については、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入による国庫補助削減分を国民健康保険の財源対策に活用するなど、制度全体のあり方を見直すのではなく、一部分にとどまる内容となっています。

◆日本の人口構成の推移

2060年には、総人口が9,000万人程度となり、高齢化率（65歳以上の人口割合）は40%近くになると予想されています。

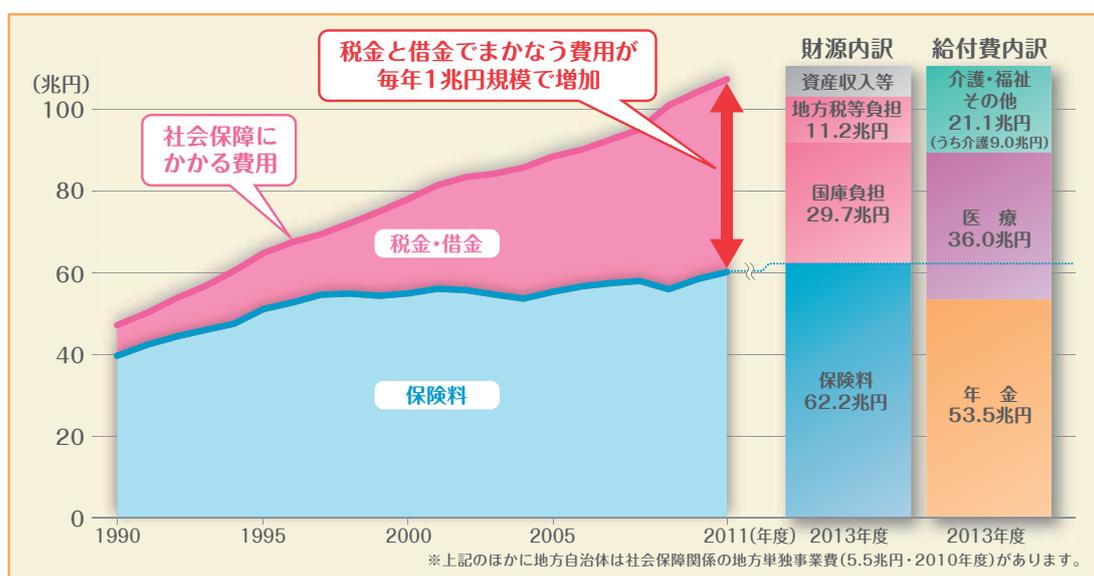


出所：内閣官房・内閣府・総務省・厚生労働省「社会保障と税の一体改革」

○また、2013年12月に制定された「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」では、「子ども・子育て支援新制度にもとづく施策の着実な実施」、医療・介護の「地域包括ケアシステムの構築」、年金の「マクロ経済スライドの見直し」といった具体的な論点項目が示されており、これにもとづき、社会保障審議会での論議がすすめられています。このなかで、医療・介護については、「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、医療機関と介護事業者との連携強化や地域における生活支援サービスの充実を図るとして、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が2014年通常国会に提出され、成立しています。

◆社会保障給付費と財政の関係

社会保障にかかる費用が急激に増加するなか、社会保険料収入は横ばいで推移しており、税金と借金でまかなう部分が毎年増加しています。



出所：内閣官房・内閣府・総務省・厚生労働省「社会保障と税の一体改革」

◆国民所得額と社会保障給付費の推移

社会保障給付費は年々増加し、国民所得額に占める割合も高まっています。

	1970年度	1980年度	1990年度	2000年度	2013年度 (予算ベース)
国民所得額(兆円)A	61.0	203.9	346.9	371.8	358.9
給付費総額(兆円)B	3.5 (100.0%)	24.8 (100.0%)	47.2 (100.0%)	78.1 (100.0%)	110.6 (100.0%)
(内訳) 年金	0.9 (24.3%)	10.5 (42.2%)	24.0 (50.9%)	41.2 (52.7%)	53.5 (48.4%)
医療	2.1 (58.9%)	10.7 (43.3%)	18.4 (38.9%)	26.0 (33.3%)	36.0 (32.6%)
福祉その他	0.6 (16.8%)	3.6 (14.5%)	4.8 (10.2%)	10.9 (14.0%)	21.1 (19.1%)
B / A	5.77%	12.15%	13.61%	21.01%	30.82%

出所：内閣府「社会保障の現状について」

第186回通常国会で成立した主な法案

▶地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案

- ・効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

現在見直しが検討されている主な法制

▶少子化対策

- ・既に成立した子ども・子育て関連法や待機児童解消加速化プランの着実な実施等を図る。

▶医療保険制度

- ・疾病予防、健康増進策の推進などにより医療費適正化を推進する。
- ・財政基盤の安定化^(※1)、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保^(※2)、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等^(※3)を図る。
 (※1) 市町村国保の低所得者に対する財政支援を強化
 (※2) 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入を検討
 (※3) 入院時食事療養費・生活療養費の見直しを検討

▶介護保険制度

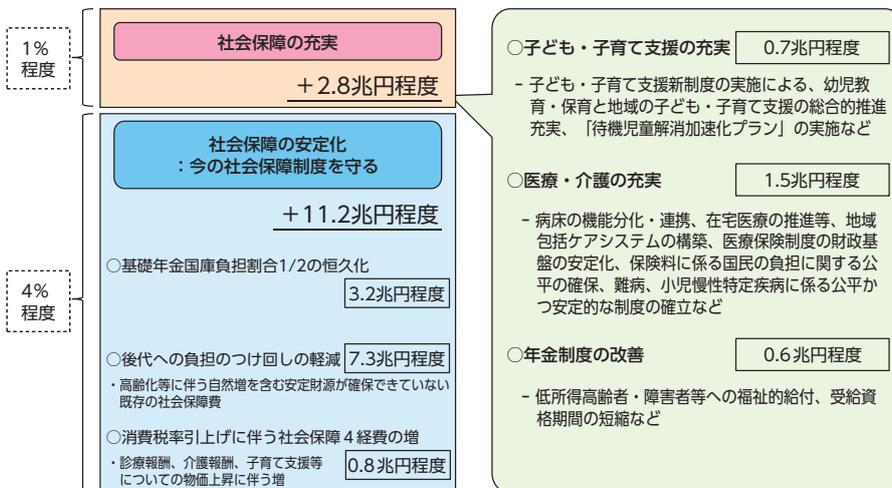
- ・後期高齢者支援金の全面総報酬割に係る検討状況等をふまえ、介護納付金の総報酬割について検討する。

▶公的年金制度

- ・世代間公平の確保および年金財政の安定化の観点から、マクロ経済スライドのあり方について見直しを行う。
- ・公的年金の支給開始年齢の引き上げについては、中長期的課題として検討する。

◆消費税5%引き上げによる社会保障制度の安定財源確保

消費税引き上げで得られる財源について、現役世代の医療や子育てにも拡大するとともに、基礎年金の国庫負担2分の1の安定財源を確保し、あらゆる世代が広く公平に社会保障の負担を分かちあうこととされています。



出所：厚生労働省 「社会保障制度改革の全体像」

◆社会保障制度改革のイメージ

子ども・子育てに関係する支出を拡大し、すべての世代が、負担に納得感を持つ



社会保障制度を持続可能なものにし、また機能を強化して、安心して暮らせる社会に



負担をあらゆる世代で分かち合い、将来世代に先送りしない



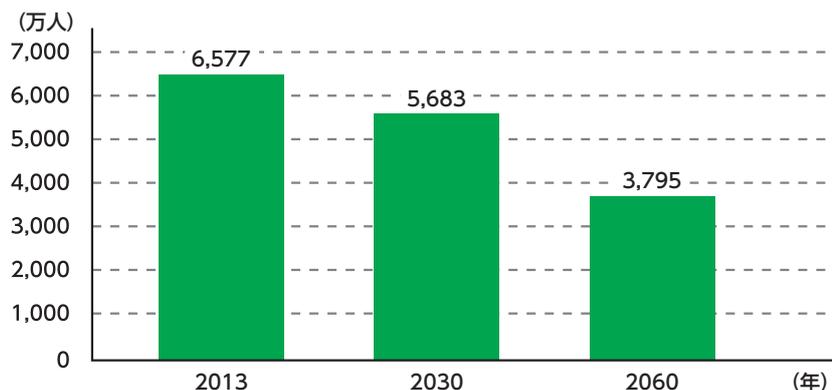
平成24年版厚生労働白書より抜粋

労働法制の見直しをめぐる論議

- 少子化などを背景とした人口減少にともない、女性・高齢者の労働参加が現状の水準で推移すると、労働力人口は2060年には2013年と比べ約2,782万人減少し、約3,795万人となることが見込まれています。
- 2009年7月期に過去最悪の5.5%を記録した完全失業率は、2014年4月期は3.6%と、景気の緩やかな回復にともない改善傾向にあります。2014年1-3月期の非正規労働者数は約1,970万人と、前年同期に比べ約100万人増加し、引き続き雇用者数の3分の1を超えています。
- 2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」では、日本経済の再生に向けた改革の柱のひとつに雇用制度改革が掲げられ、現況の雇用問題などをふまえ、「労働生産力の向上」「労働力の確保」を図ることとされています。具体的には、「雇用維持型から労働者支援型への政策転換」「多様な人材の活用」「多様で柔軟な働き方の実現」「女性の活躍促進」などの改革テーマが挙げられており、これにもとづき産業競争力会議や規制改革会議などにおいて、各種法規制の見直しが論議されています。
- 2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」では、多様で柔軟な働き方の実現を目的に、労働時間規制の適用を除外する「新たな労働時間制度」の創設などが謳われています。また、規制改革会議においても、「企画業務型裁量労働制」の対象業務・労働者の見直しなどがテーマに挙げられ、ホワイトカラー労働者を主対象とした労働時間制度の見直しに向けた論議がすすめられています。また、これらの会議体では、「解雇の金銭解決制度の創設」「ジョブ型正社員の制度のルール整備」などの論議も行われています。
- 2014年3月に国会に提出された「労働者派遣法」の改正法案は、審議未了により廃案となりましたが、次期国会へ再提出される可能性があります。また、2014年6月には「労働安全衛生法」の改正法案が成立しています。改正法の内容は、従業員50人以上の事業所に対してメンタルヘルスの検査を義務付けるなど、労働者の健康の維持向上に資するものといえ、今後施行に向けて、ストレスチェック実施の体制整備やチェック結果をふまえた職場環境の改善などの対応をすすめることが労使に求められています。
- 非正規労働者の増大などを背景に、労働組合に組織されていない労働者が増加するなか、労働者全体の労働条件の維持・向上を図り、職場における問題を解決していくため、集团的労使関係の再構築が重要な課題となりつつあります。
- また、合併や分割、事業譲渡、持株会社化などの事業再編に関する商法・会社法の整備がすすむなかで、事業会社の労働組合と純粋持株会社との協議が法的に担保されていないことなど、純粋持株会社の使用者性に関する問題への対応が引き続き課題となっています。

◆労働力人口の推計

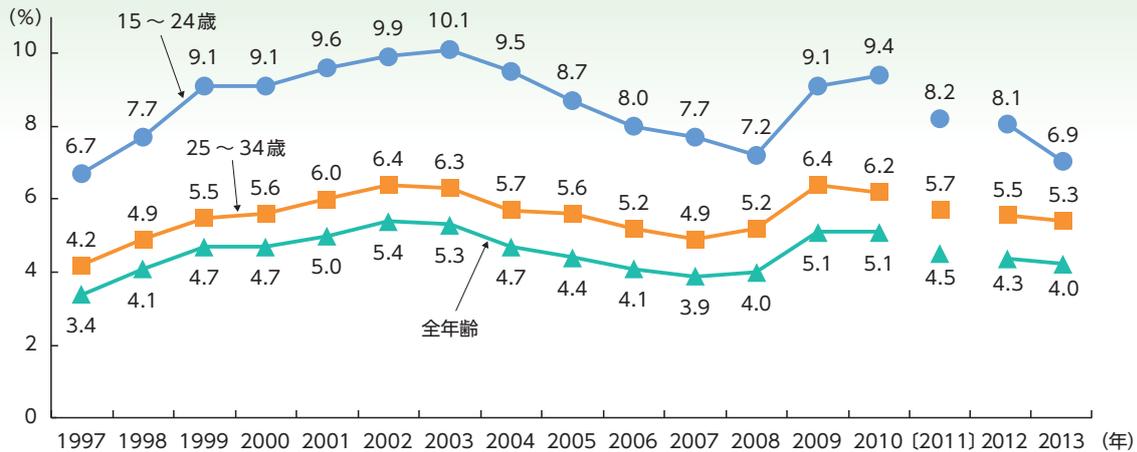
少子化などを背景とした人口減少にともない、労働力人口も減少が見込まれています。



出所：内閣府「人口減少と日本の未来の選択」

◆完全失業率の推移

年齢階級別に見ると、15～24歳の若者の完全失業率は、他の年齢階級と比べて高い状態が続いています。



(注) 完全失業率は年平均

(注) [] を付した2011年のデータは、岩手県、宮城県および福島県を除く全国の結果

出所：総務省統計局「労働力調査」(基本集計)

◆正規・非正規労働者の人数の推移

正規雇用が減少する一方、非正規雇用の労働者が増加し、雇用のあり方が大きく変容しています。



第186回通常国会で成立した主な法案

▶短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

- 短時間労働者の雇用管理の改善等の促進を図るため、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱い禁止の対象者を拡大する等の所要の措置を講ずる。

▶労働安全衛生法の一部を改正する法律案

- 化学物質管理の規制強化、企業単位で安全・衛生に対する意識改革を促進するしくみの導入、メンタルヘルス対策の充実・強化、受動喫煙防止対策の充実・強化などを図る。

現在見直しが検討されている主な法制

▶労働時間法制

- 企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、時間外労働の補償のあり方、労働時間規制に関する各種適用除外などの見直しを検討する。



1

持続可能な社会保障制度の実現

基本的な考え方

あらゆる人が豊かで安心して暮らせる社会、就業意欲を持ち続けることができる全員参加型の社会を構築するため、医療・介護・年金・子育てなどの各種制度の充実、給付と負担の見直し、財源の確保など、社会保障制度全体の改革を行うべきと考えます。

(1) 今後の被用者医療保険制度のあり方

▶ 情勢認識

- 被用者医療保険の財政は、高齢化の急速な進行、賃金の低下、医療の高度化による医療費の増加などを背景に、深刻な状況にあります。
- このようななか、私たちの多くが加入する健康保険組合では、データ分析にもとづく加入者の疾病予防・健康増進やジェネリック医薬品の使用促進など保険者機能を発揮し、財政健全化に向けた努力を続けていますが、それでもなお高齢者医療制度に関わる納付金・支援金などの増加により、保険料率の引き上げを余儀なくされています。
- 今後の高齢者医療制度については、社会保障審議会において、財政基盤の安定化に向け、負担の公平化の観点からそのあり方を見直すこととされています。このなかで、支援金の負担方法を全面総報酬割とし、これにより創出される財源を国費の肩代わりとして、国民健康保険の財政支援の原資とすることが検討課題として挙げられています。

▶ 問題意識

- 医療費の増加が避けられないなか、医療費の適正化をすすめる保険者の役割がますます重要になる一方で、後期高齢者医療制度の影響などによる保険者財政の硬直化にともない、保険者機能の発揮が困難な状況となっています。
- 全面総報酬割の導入は、損保グループ産業の健保組合財政にも影響を与え、組合員・経営の双方にとって負担増となります。また、これにより創出される財源を国保の財政支援の原資とすることは、国費の肩代わりであり、容認できるものではありません。

提言

- 持続可能な医療保険制度の確立に向けて、今後も国民健康保険と被用者保険が共存し、地域と職域それぞれの加入者特性に応じて保険者機能を発揮することができるよう、公費拡充により財政の健全性を維持することも視野に入れて、高齢者医療制度を含む制度全体のあり方を論議する必要があります。

【参考】後期高齢者支援金の負担方法（加入者割と総報酬割の違い）

後期高齢者支援金は、これまで加入者数に応じて算出する「加入者割」により算出されてきましたが、2010年度以降、負担能力に応じた費用負担の観点から、支援金の3分の1を加入者の賃金に応じて負担金を算出する「総報酬割」が導入されました。「総報酬割」は、賃金に応じて支援額を算出するため、総報酬額が一般的に高いとされる被用者保険の負担が重くなります。

- A保険者とB保険者とで、後期高齢者支援金1億円を負担する場合を想定。
- 全面加入者割の場合は、加入者数に応じて負担するため、**財政力の強弱が考慮されない。**
- 全面総報酬割の場合は、総報酬額に応じて負担するため、**財政力に応じた負担となる。**

モデル例

	A保険者	B保険者
加入者数	1,000人	1,000人
加入者1人当たり報酬額	150万円	600万円
総報酬額	15億円	60億円

《全面加入者割の場合》

- 加入者数に応じて負担するため、A保険者とB保険者は **1：1**（1,000人：1,000人）の割合で負担。

	A保険者		B保険者
支援金負担総額	5,000万円	← 同 →	5,000万円
加入者1人当たり 支援金負担額 (支援金負担総額÷加入者数)	50,000円	← 同 →	50,000円
所要保険料率 (支援金負担総額÷総報酬額)	3.33%	← 4倍 →	0.83%

財政力の弱い組合の負担が大きくなる。

《全面総報酬割の場合》

- 総報酬額に応じて負担するため、A保険者とB保険者は **1：4**（15億円：60億円）の割合で負担。

	A保険者		B保険者
支援金負担総額	2,000万円	← 4倍 →	8,000万円
加入者1人当たり 支援金負担額 (支援金負担総額÷加入者数)	20,000円	← 4倍 →	80,000円
所要保険料率 (支援金負担総額÷総報酬額)	1.33%	← 同 →	1.33%

財政力に応じた負担となる。

出所：厚生労働省「後期高齢者支援金の総報酬割について」

(2) 将来にわたって安定した介護保険制度の確立

▶ 情勢認識

- 高齢化の進展にともない要介護認定者数が増加するなか、介護保険制度の給付金は増大傾向にあり、その持続可能性を確保することが重要な課題となっています。
- 今後の介護保険制度については、社会保障審議会において、財政基盤の安定化に向け、負担の公平化の観点からそのあり方を見直すこととしています。このなかで、介護納付金に対する負担方法を加入者割から総報酬割とし、これにより創出される財源を、国費の肩代わりとして協会けんぽへの財政支援の原資とすることなどが検討課題として取り上げられています。

▶ 問題意識

- 総報酬割の導入は、損保グループ産業における健保組合財政にも影響を与え、組合員・経営の双方にとって負担増となります。

提言

- 介護保険制度の財政基盤の安定化に向けては、被用者保険の保険者間における負担調整のみならず、公費の拡充を含めて論議を尽くす必要があると考えます。

[参考] 介護納付金の負担方法

介護納付金は、第2号被保険者の人数に応じて各保険者の負担を決める「加入者割」が適用されています。なお、健康保険組合では、「加入者割」により決められた介護納付金を、報酬（標準報酬月数・標準賞与額）に応じて加入者で負担しあっています。

《介護納付金の計算式》

$$\begin{aligned}
 & \text{介護納付金} = \text{第2号被保険者1人あたり負担額} \times \text{各医療保険者の第2号被保険者数} \\
 & \text{第2号被保険者1人あたり負担額} = \frac{\text{標準給付費額及び介護予防事業費額の総額}}{\text{全医療保険者の第2号被保険者の総数}} \times \text{第2号被保険者負担率}
 \end{aligned}$$

《健康保険組合における介護保険料の計算式》

$$\begin{aligned}
 & \text{第2号被保険者の負担する介護保険料（年額）} \\
 & \text{介護保険料（年額）} = \text{標準報酬月額} \times \text{介護保険料率} \times 12 + \text{標準賞与額} \times \text{介護保険料率} \\
 & \text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金}}{\text{第2号被保険者の標準報酬月額・標準賞与額の年間総額}}
 \end{aligned}$$

出所：健康保険組合連合会「介護保険制度の概説」

(3) 子ども・子育て支援に向けた量的拡充と質の向上

▶ 情勢認識

- 次代の社会を担う子どもの成長と子育てを社会全体で支えるため、2012年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。このなかで、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善に向けて、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付制度および小規模保育・事業所内保育所などへの給付制度が創設されました。また、地域の子ども・子育て支援の充実に向けて、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ事業などへの交付金制度が創設されました。
- また、2013年6月の金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書では、保育所の運営業務を保険会社の子会社の業務として認めることが適当であると示されました。

▶ 問題意識

- 組合員が安心して子育てしながら働き続けることができるよう、待機児童の解消や子育てに対する多様なニーズに応えられる環境を整備することが重要と考えます。

提言

- 2015年度に施行する「子ども・子育て支援新制度」の開始を待つことなく、待機児童の解消に向け、事業所内保育施設への支援など保育の量的拡大・確保を図る必要があると考えます。
- また、子育てに対する多様なニーズにこたえていくために、「子ども・子育て支援新制度」における具体的な取り組みを検討する「地方版子ども・子育て会議」を、すべての自治体に早期に設置するべきと考えます。

(4) 持続可能な公的年金制度の構築

▶ 情勢認識

- 公的年金制度の支え手となる現役世代の人口減少による税収の伸び悩みや支給対象となる高齢者の増加などを背景に、年金財政が悪化しています。
- こうしたなか、2012年8月に成立した「年金機能強化法」では、基礎年金の国費負担割合2分の1を恒久化することによって、年金制度の持続可能性を高めるとともに、年金制度の支え手を拡充するため、パートタイム労働者の社会保険の適用拡大などが実施されています。
- また、2013年8月に取りまとめられた「社会保障制度改革国民会議」の報告書によれば、将来的には支給開始年齢の引き上げを検討する必要性が示されています。

▶ 問題意識

- 公的年金制度の支え手である現役世代のなかには、不安定雇用や低賃金により保険料に負担感を抱く人も出ています。また税収の飛躍的な伸びが期待できないなか、財源確保が極めて困難な状況にあり、賦課方式である公的年金制度の持続可能性が不安視されます。

提言

- 老後の生活資金が保障されるよう、持続可能な公的年金制度の全体像を示すとともに、応能負担のあり方や、さらなる支給開始年齢の引き上げについて、納得感のある論議を行う必要があると考えます。

(5) パートタイム労働者への社会保険の適用拡大

▶ 情勢認識

- 2012年8月に成立した「年金機能強化法」により、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用が拡大されることとなりました^(※)。適用範囲については、2016年10月の施行後、3年以内に検討をくわえ、その結果にもとづき必要な措置を講じることとされています。

(※) 短時間労働者の加入要件

- ①週労働時間20時間以上、②月額賃金8.8万円以上、③勤務期間1年以上、④学生は除外、⑤従業員50人以上の企業に属する

▶ 問題意識

- 正社員より労働時間が短いというだけで社会保険の適用に差がある制度は、働きに中立的とはいえません。

提言

- 「年金機能強化法」に明記されている「3年以内の適用拡大」に向けて、企業負担の増加による雇用調整や賃金の引き下げが行われることのないよう、論議をすすめていくことが必要と考えます。

(6) 確定拠出年金制度の拡充

▶ 情勢認識

- 支える現役世代と支えられる退職世代のバランスが崩れ、将来の給付水準の低下も想定されるなか、老後に必要な生活資金を確保する観点から、企業年金などの私的年金への期待が高まっています。
- 2014年6月の確定拠出年金法施行令の改正により、確定拠出年金の企業型年金における掛金の拠出限度額は、同年10月から引き上げられることとなっています。
- また、2011年8月の確定拠出年金法の改正により解禁されたマッチング拠出については、損保グループ産業においても制度を導入している企業がみられます。

▶問題意識

- 確定拠出年金制度への加入者が年々増加するなか、私たちの自助努力により老後の資産形成を支援・促進し、公的年金を補完する観点では、現行制度はまだまだ十分に整備されているとはいえ、給付水準、支給要件、ポータビリティの面において、加入者のニーズにより合致したものにしていく必要があると考えます。

提言

- 私たちの資産形成の機会をさらにひろげるため、「拠出限度額の上限をさらに引き上げる」「10年間の通算加入期間による受給開始年齢の制限を撤廃する」「専業主婦・公務員を個人型年金の加入対象とし、ポータビリティを向上させる」「一定の罰則を前提として経済的困窮時などにおける中途引出しを認める」などの制度の見直しが必要と考えます。

(7) 税制の見直し（平成27年度税制改正要望他）

▶情勢認識

- 政府では、民需主導の持続的成長と財政健全化を両立させながら、強い経済、豊かで安全・安心な生活を実現することを目的に、各種税制の見直しがすすめられています。
- 個人所得課税（所得税・住民税）については、賃金・所得の格差拡大などの社会問題化を受け、税制における所得再分配機能のあり方に関する論議がすすめられています。また、少子高齢化の進展やライフスタイル・働き方の多様化などに対応し、社会全体の活力を引き出す観点から、働き方に中立的な税制の構築に向けた論議がすすめられています。

①配偶者控除の見直しへの対応

▶問題意識

- 労働力人口の減少が見込まれるなか、政府は持続的な経済成長の実現に向けて、女性の活躍推進をさらに促す政策をすすめています。
- こうしたなか、政府税制調査会では、所得税・住民税における「配偶者控除」が女性の就労拡大を阻害しているとして、控除の縮小・廃止や基準の引き下げなどの論議がすすめられています。これらの見直しが実施されれば、専業主婦世帯や共働き世帯の一部における税負担が増加することになり、損保グループ産業で働く組合員およびその家族の生活にも大きな影響を与える可能性があります。

提言

- 「配偶者控除」が女性の就労拡大を真に阻害しているのかについて、十分な検証を行う必要があると考えます。

②企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃

▶問題意識

- 確定給付企業年金や、確定拠出年金の企業型年金・個人型年金をはじめとする企業年金等の積立金は、特別法人税の課税対象となっていますが、現在は、2016年度までの経過措置により課税停止とされています。
- 年金資産に対する当該税負担の比率は極めて大きいことから、万一課税された場合には、公的年金制度を補完する企業年金制度の健全な維持・発展や、労働者の権利である受給権の保全に支障をきたすおそれがあります。

提言

- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃を求めます。

③財形非課税限度額の引き上げ等

▶問題意識

- 財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄の非課税限度額は、元利合計で合算して550万円（財形年金貯蓄のうち、生命保険・損害保険等の契約については元本385万円）とされていますが、現在の住宅事情への対応や老後生活の安定を図るうえで、十分な水準にあるとはいえません。
- また、財形住宅貯蓄において、解約等の目的外払出しを行う場合、5年以内に支払われた利子等に対し遡及課税がなされていますが、持ち家の取得や増改築のため先に適格払出しを行った金額に係る利子等も課税の対象とされるなど、本来の制度趣旨に合致していない部分があるものと考えます。

提言

- 財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の非課税限度額を、財形住宅貯蓄1,000万円、財形年金貯蓄1,000万円、合算で1,000万円にそれぞれ引き上げることを求めます。
- 財形住宅貯蓄の適格払出し後の目的外払出しにおける課税について、先の適格払出しに関わる利子等を5年間の遡及課税の対象外とすることを求めます。

④給与所得者に対する選択納税制度の導入

▶問題意識

- 給与所得者の税金や社会保険料は、事業主が毎月の給与を支払う際に天引きされています。給与明細には総支給額から差し引かれる源泉所得税額が記載されているものの、給与所得者の納税意識や税の用途に対する関心は、必ずしも高いとはいえません。また、平成24年度税制改正により、特定支出控除の範囲の拡大等が行われ、確定申告の機会が増加したとはいえ、いまなお多くの人が年末調整で課税関係を終了しているものと考えられます。
- 「源泉徴収・年末調整」と、給与所得者が自ら税額を計算する「申告納税」の選択を認めることで、納税意識や税の用途への関心の向上、ひいては納税者としての権利・義務の確立につなげられるものと考えます。

提言

- 給与所得者に対する選択納税制度の導入を求めます。

2

労働法制などの見直し

基本的な考え方

私たちがいきいきと働き続けられる環境を整備するため、労働者の権利保護に資する法制度・ルールを構築するとともに、労使においても十分な協議をすすめていくことが重要と考えます。

(1) 企画業務型裁量労働制の見直しへの対応

▶ 情勢認識

- ホワイトカラー労働者からなる損保グループ産業においては、多様で柔軟な働き方を実現する観点から、企画業務型裁量労働制を導入する労使が増加しています。
- 労働政策審議会では、企画業務型裁量労働制の対象業務や対象労働者の範囲について、企業の業務に適する形で労使の合意により決定する制度への見直しが論議されています。

▶ 問題意識

- 企画業務型裁量労働制の対象業務や対象労働者の範囲について、労使の合意のみで決定できるようになれば、非定型業務に従事する組合員にとって、多様で柔軟な働き方についての自由度が増し、働きがい・やりがいのさらなる向上につながるものと考えます。

提言

- 各々の労働者の役割や業務内容などにあわせて、企画業務型裁量労働制の対象業務や対象労働者の範囲を労使自治により決定できるよう、法制の整備が必要と考えます。
- 同時に、適正な労働時間管理にもとづく労働者の健康確保や本人同意の取得、不同意者の不利益取扱いの禁止に関する法的な措置を講じる必要があると考えます。

(2) 新たな労働時間制度への対応

▶ 情勢認識

- 2014年6月に改訂された「日本再興戦略」には、「一定の年収要件を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者」を対象に、労働時間規制を適用除外とする「新たな労働時間制度」を創設することが盛り込まれており、今後、労働政策審議会でも論議をすすめていくことが示されています。

▶ 問題意識

- 「新たな労働時間制度」の創設にあたっては、労働者保護の観点のもと、慎重に論議をすすめる必要があると考えます。

(3) 労働者派遣法改正への対応

▶ 情勢認識

- 2012年3月の法改正時における附帯決議などをふまえ、特定労働者派遣事業のあり方、労働者派遣の期間制限などに関する論議が行われ、2014年通常国会に改正法案が提出されました。
- 同法案は、2014年通常国会では審議未了により廃案となったものの、次期国会へ再提出される可能性があります。

▶ 問題意識

- 改正法案には、専門的な知識・技術、経験を要する専門26業務などの業務区分による派遣期間制限の廃止が盛り込まれており、これにともない専門業務に従事する派遣社員の派遣期間の上限は、制限なしから3年へと変更される可能性があります。
- 損保グループ産業においては、いわゆる正社員と、専門26業務に従事する派遣社員との間で業務を分担する職場もあり、同一の派遣社員が3年を超えて在籍するケースも少なくありません。派遣期間の上限が3年となることにより、派遣社員の交代が余儀なくされれば、職場の業務運営に大きな影響を与えるおそれがあります。

提言

- 労働者の権利保護の観点から、現行法で定める業務区分による派遣期間制限を引き続き維持すべきと考えます。

(4) 解雇ルールの明確化・金銭解決制度への対応

▶ 情勢認識

- 「解雇の金銭解決制度の創設」は、これまで産業競争力会議などにおいて、雇用契約に明示した条件で解雇を可能にする「解雇ルールの明確化」とともに、成熟産業から成長産業への労働移動を促進する施策として論議されてきました。
- 2014年6月に改訂された「日本再興戦略」では、主要先進国で整備される金銭救済の制度に関する調査研究を行い、「透明で客観的な労働紛争解決システムの構築」に向けた検討をすすめることが示されており、その具体例として、解雇にかかる労使紛争を金銭で解決する「解雇の金銭解決制度の創設」が挙げられています。

▶ 問題意識

- 改訂された「日本再興戦略」において、「解雇の金銭解決制度」の創設が挙げられたことにより、今後論議が本格化する可能性があり、労働者保護ルールの後退が懸念されます。

(5) ジョブ型正社員制度のルール整備

▶ 情勢認識

- 2014年6月に改訂された「日本再興戦略」には、多様な働き方の実現の観点から、職務などに着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示や正社員の相互転換などの「雇用管理上の留意点」を2015年中に取りまとめ、公表することなどが盛り込まれています。

▶ 問題意識

- 政府が雇用ルールなどを明示することにより、現場の実態に応じた適切な雇用ルールの整備や、すでに導入されている企業の制度に影響を与える可能性があります。

提言

- 現場の実態に応じた適切な雇用ルールの整備を行うためには、多様な就労形態について労使で協議を行うよう促すことが重要と考えます。

(6) 若者の職場環境の整備

▶**情勢認識**

- 若者の非正規雇用の割合の増加、新規卒者の卒業3年後の離職率の高さ、低水準の労働条件で労働を強いる「使い捨て」企業の社会問題化など、若者雇用を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いています。
- 2014年6月に改訂された「日本再興戦略」では、未来を創る若者の雇用・育成に向けた総合的対策として、①キャリア教育や職業教育・職業訓練機会の充実、②求人条件や若者の採用・定着状況等の適切な開示、③若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化、④フリーター・ニートの就労支援の充実などが示されています。

▶**問題意識**

- 若者の非正規雇用の割合が大幅に増加し、正規雇用であっても長時間労働など職場環境が厳しいため早期離職するケースが少なくないなど、適切なキャリアを積むことが難しくなっている現状をふまれば、若者のキャリアアップを支援することとあわせて、若者が働き続けることができる職場環境を実現していくことが重要であると考えます。

(7) 集団的労使関係の再構築に向けた対応

▶**情勢認識**

- 労働組合に組織されていない非正規労働者が増加するなか、企業内組織率の向上や、未組織企業における過半数代表となる労働組合の設立などに取り組むことが求められています。

▶**問題意識**

- 労働組合の組織化までのプロセスとして、労働者の意見を適正に集約し労働者と使用者が対等な立場で交渉できる機関を設置することにくわえ、設置にあたり、労働者代表の適正な選出や機関の適正な運用に向けたルールを法的に整備する必要があると考えます。

(8) 純粋持株会社やグループ企業等における使用者概念の明文化

▶**情勢認識**

- 損保グループ産業では、純粋持株会社のもと、収益機会の確保や事業効率化などを企図した経営統合・会社合併がすすめられています。

▶**問題意識**

- 1999年の「純粋持株会社解禁に伴う労使関係懇談会」の中間取りまとめにおいて、「純粋持株会社での労使協議があることが望ましい」との指摘がなされてはいるものの、純粋持株会社やグループ企業の使用者性に関する法的な解釈・見解は、現在明確に定まっていません。

提言

- 純粋持株会社やグループ会社の使用者性を関連法において明文化する必要があると考えます。

第3章

組合員一人ひとりの 働きがいと働きやすさの 向上に向けて

1. 総労働時間の短縮、ワーク／ライフ・バランスの実現、ダイバーシティの理解浸透
2. 男女平等参画の推進
3. 自律的なキャリア形成の実現
4. 労働組合としてのさらなる社会性発揮

1

総労働時間の短縮、ワーク／ライフ・バランスの実現、ダイバーシティの理解浸透

▶情勢認識

- 少子高齢化の進展、企業活動のグローバル化、企業間競争の激化など、さまざまな外的要因により私たちの就業環境は変化しつづけており、同時に私たち一人ひとりの働き方やライフスタイルも多様化しています。これにともない、時間や場所に捉われない働き方を選択できる、短時間勤務制度や在宅勤務制度をはじめとした各種制度の導入は着実にすすんでいるといえます。
- 一方で、労働時間の状況をみれば、日本は国際比較において長時間労働の実態にあり、特に正社員における長時間労働者の割合が極めて高く、かつ高止まりの状況が続いています。
- 平成25年版「厚生労働白書」によれば、在職中に出産した女性の育児休業取得率は83.6%であり、制度そのものは定着が図られつつあるといえます。一方で、第1子出産後に継続就業をしている女性の割合は約4割にとどまっており、仕事と育児の両立の難しさから、やむを得ず仕事を辞める女性も少なくありません。また、男性の約3割が育児休業制度を利用したいと考えながらも、実際の育児休業の取得率は2%弱にとどまっており、男性が子育てや家事に費やす時間も先進国のなかで最低の水準にあるといわれています。
- また、内閣府男女共同参画局によれば、社員の平均年齢が40歳前後の会社で親族の介護に関わる社員の割合は、2012年の13.6%から2022年には26.9%とほぼ倍増するとされています。そのほか、介護期間中に離職した人のうち、労働時間の短縮、介護休業の取得、柔軟な働き方ができれば、仕事を続けられたであろうケースが少なくないとする民間シンクタンクの調査もあります。
- こうしたなか、内閣府が2013年に公表した「東日本大震災後の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する調査報告書」によれば、震災以降、働き方の見直しに対する経営トップや管理職の理解・協力がすすみ、経営トップが発するメッセージが個人の意識変化を促しているといわれています。くわえて、女性社員の役員・管理職への登用や高齢者の活躍する場の拡大、有期契約労働者や外国人労働者の増加など、職場で働く仲間の属性が今後一層多様化していくであろうことをふまえば、さまざまな人が持続的に働くことができる環境の整備と、職場および働く者一人ひとりの意識変革・行動変革の必要性はさらに高まっていくものと考えます。
- こうした状況は、損保グループ産業においても同様であり、例えば職場では性別や世代、雇用形態や職歴、国籍の異なる従業員がともに働いています。また歴史・文化の異なる企業が統合する例などもみられます。

▶問題意識

- 私たちが保険金の不適切な未払い・不払い問題などにより社会・消費者からの信頼を失った背景には、過去に業界内における画一的な考え方のもと仕事をすすめてきたことなどにより、世の中の常識と私たちの常識との間に少しずつズレが生じてしまっていたことがあったと考えられます。この経験から私たちは、今後も社会・消費者から必要とされ、評価・支持を得ていくために、長時間労働を改善し、画一的な価値観にとらわれず、幅広い視野や柔軟な発想を身につけていくことの重要性を学びました^(※)。その結果、私たちの職場において、お互いのライフスタイルや働き方を尊重し、受け入れることの大切さについての理解はすすみつつあります。
- しかし一方で、職場の仲間には過度な負担がかかることを懸念し、自らが望む働き方を実現できていない組合員も見受けられます。また、組合員は限られた時間と要員のなかで目の前の業務に懸命に取り組んでいますが、ゆとりを持ちづらい環境にあります。そのため、職場の仲間同士で認めあい・助けあい・支えあうといった風土が薄れていくことに対する懸念があります。
- こうした状況を改善して、私たち一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮していくためには、労働時間を短縮することにより心身の健康を維持するとともに、仕事と充実した私生活とをバランスさせることが重要となります。また、一人ひとりの個性を大切に認めあい、生かしていくためには、多様性への理解を深めるとともに、その理解をお互いに共有していくことが大切です。

損保労連の考える 「ワーク／ライフ・バランス」

一人ひとりがお互いの多様な価値観を尊重し、「仕事一本やり」ではなく、「仕事も仕事以外も」の発想で、仕事と充実した私生活とをバランスさせながら個人の能力を最大限に発揮すること。

損保労連の考える 「ダイバーシティ」

性別、年齢、ハンディキャップ、雇用形態などにかかわらず、人々の間に存在するさまざまな違い、すなわち多様な価値観を尊重し、一人ひとりの個性を大切に認めあうこと。

- 損保労連では、これからも単組および組合員一人ひとりの自律的な取り組みにより、いまだ高止まりの状態にある総労働時間を短縮してゆとりを創出すること、そのうえでワーク／ライフ・バランスの実現、ダイバーシティの実践を通じて個々の多様性を組織の力へとつなげること、さらにはこれらの取り組みをすべての職場に定着していくことが重要だと考えています。
- こうした取り組みを着実にすすめていくことが、私たち一人ひとりの働きがいや働きやすさの向上、ひいては付加価値高い働きの実践、産業・企業の健全な発展に寄与するものと考えます。

(※) For your own life ～労働時間短縮統一運動～

損保労連では2009年10月から3年間にわたり、「創造性豊かな働き」の実現に向けて、「総労働時間の短縮」「ワーク／ライフ・バランスの実現」「ダイバーシティの理解浸透」をめざした取り組みを全加盟単組一丸となって展開しました。この取り組みにより損保グループ産業の労働時間は改善に向けて動きはじめており、ワーク／ライフ・バランスやダイバーシティの必要性に対する組合員の理解も着実にすすんでいます。

2

男女平等参画の推進

▶情勢認識

- 少子高齢化の進展により、2030年の日本の労働力人口は、2013年から約900万人減少して約5,683万人になると推計されています^(※1)。また、グローバル化の進展や消費者ニーズの多様化など、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。それにともない、労働力の確保や環境変化への対応などの観点から、就業分野において女性が個性と能力を十分に発揮する機会を確保していくことの必要性が一層高まっています。
- 男女雇用機会均等法施行以降、同法の改正や育児休業法の施行といった法整備がすすめられたことにより、1985年からの20年間で女性の就業率は8.5%上昇しています。一方、内閣府男女共同参画局によれば、企業の役員会における女性比率は欧州平均の11%に対して日本はわずか1.23%^(※2)にとどまっています。また、世界経済フォーラムの「男女格差報告2013年」における男女格差に関するランキングでは、対象136カ国中105位となるなど、国際比較でみても日本の男女間の機会配分格差は改善の余地が大きいものといえます。
- こうした状況のもと、政府は、2013年6月に公表した日本再興戦略のなかで「『女性の力』を最大限発揮できるようにすること」の重要性を強調し、「2020年に指導的地位に占める女性の割合を30%」とすることを目標としたポジティブアクションや、待機児童・学童保育問題の解消といった子育て支援の推進など、女性の活躍促進に向けた政策をすすめています。
- 経団連では、「女性活躍アクション・プラン」のなかで、性別を問わず優秀な人材を確保するとともに、組織の多様性を高めることにより環境変化への対応力を向上させ、競争力・企業価値の向上と経済社会の持続的成長を図ることを女性活躍の意義・効果として挙げています。
- 労働組合のナショナル・センター（中央労働団体）である連合においても、2013年10月にスタートした「第4次男女平等推進計画」にもとづいて、「男女が対等・平等で人権が尊重された社会の構成員として、様々な分野への参画の機会が保障され、役割と責任を分かち合う社会」をめざし、「ディーセント・ワークの実現と女性の活躍の促進」「仕事と生活の調和」「多様な仲間の集結と労働運動の活性化」に向けた取り組みをすすめています。
- このように、社会全体が男女平等参画の推進に向けた取り組みをすすめるなか、社会保障・税制分野においては、配偶者控除における「103万円の壁」や年金第3号被保険者における「130万円の壁」の見直しなど、「性・ライフスタイルに中立な制度」のあり方について論議がすすめられています。また、労働・生活環境分野においては、育児・家事と仕事との両立を困難としている長時間労働の解消や男性の育児・家事への参加促進のほか、女性に対する各種ハラスメント対策やキャリア形成支援の推進などの課題が生じています。
- 損保グループ産業においては、さらなる品質の向上やニーズに合致する商品・サービスの提供といった社会からの要請に答えていくために、多様な価値観を事業運営に生かしつつ、組織力の最大化を図るべく、女性が担う役割についても一層の拡大が期待されています。

(※1) 2012年の性・年齢階級別の労働力率を固定して推計したもの。出所：内閣府「人口減少と日本の未来の選択（「選択する未来」委員会の検討状況）」

(※2) データは2009年時点のもの。出所：内閣府・男女共同参画推進連携会議「『2020年30%』の目標の実現に向けて」

▶問題意識

- こうしたなか、各社では、短時間勤務・育児休業といった母性保護やキャリア形成支援などの制度整備にくわえ、ポジティブアクションの推進などの取り組みがすすめられています。一方で、セクハラ・マタハラをはじめとする各種ハラスメントの発生により、女性の権利が侵害されることへの懸念のほか、業界の長時間労働体質やライフイベント時のキャリア分断、母性保護制度を活用しづらい風土などにより、女性の活躍する機会が制限されるといった問題が依然残されています。
- 損保労連においても、女性が担う役割が拡大したうえで、男女を問わず、一人ひとりが能力を最大限に発揮している職場を実現していくことは、「創造性豊かな働き」に掲げる「社会からの信頼を感じながら働きたい」「高品質なサービス・価値を提供していきたい」といった働き方の実践につながることから、積極的に取り組むべきものと考えています。
- こうした職場の実現に向けては、まずは前述のような懸念・問題を解消し、男性と女性とが平等に働ける環境を整えることが前提になります。そのうえで、一人ひとりが、従来の固定的な役割意識にとらわれず、自ら果たすべき役割やそれにとまなう責任を主体的に考え、行動していく「男女平等参画」の実践が重要であると考えます。

損保労連がめざす「男女平等参画」

職場において、働く者としての権利と新たな役割への挑戦や教育をはじめとしたあらゆる機会が男女平等に保障されたうえで、一人ひとりが働きがいの実感に向けて主体的に役割と責任を担っている状態。

- 損保労連では、社会保障制度改革への意見発信や“3つの取り組み”など、男女平等参画につながる環境整備の課題の多くについて、その解消に向けた取り組みをすすめています。これらの取り組みを引き続き力強くすすめるとともに、組合員一人ひとりに主体的な行動を促していくには、女性を含めた幅広い層の組合員が等しく組合活動に参画できる環境を整え、多様な個性や価値観を生かしていくことで、活発な活動を実現していく必要があると考えます。

3

自律的なキャリア形成の実現

▶情勢認識

- いわゆる「失われた20年」の間に起きた大規模な事業・人員のリストラクチャリング、企業活動のグローバル化、ICT技術の進展などによりビジネスモデルは変容をとげ、これにともない、企業において求められる人材・スキルにも変化がみられています。また、社会・消費者が商品・サービスに寄せる期待は、高まりつつ時とともに変化しています。このように、私たちを取り巻く環境はさまざまな面で変化し、将来予測が困難な時代といえます。
- こうした環境の変化にともない、これまでのように、会社のなかで仕事の内容や役職、資格などの客観的な評価基準にもとづくキャリア（外的キャリア）を積み上げることだけを重視しては、日々の業務や仕事人生における充足感が得られる機会は少なくなっています。こうした状況は損保グループ産業においても例外ではなく、なかには、モチベーションが低下している人も見受けられます。
- また、業務が大幅に変わったことなどを機に、積み上げてきた知識や経験をうまく生かすことができない人や、入社前に思い描いていた業務と現実とのギャップを抱え、将来のキャリアを展望しづらくなっている若年層なども見受けられます。こうしたことが会社への帰属意識の低下や入社後早い段階での退職などの一因になっているとも考えられます。
- 他方、日本の労働力人口は十数年前をピークに減少の傾向にあります。産業・企業が今後も持続的に発展していくためには、女性、高齢者などを含む多様な人材のさらなる活躍が求められており、めざすキャリアも多様になりつつあります。
- 損保グループ産業においても、女性管理職の積極的な登用や、女性への新たな役割・業務の付与に取り組む会社が出てきており、女性が活躍するフィールドは広がりつつあります。これにともない、仕事と育児の両立を支援するための制度を整備する会社が増え、女性にとって働きやすい環境は整いつつありますが、求められる役割・業務の変化に戸惑いを感じている人も見受けられます。
- また、2013年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法により、希望すれば、最長65歳まで会社で働き続けることができるようになるなど、高齢者の活躍の場は、さらに広がりつつあります。高齢者の役割・業務の見直しは、それをふまえた早期からの人材育成などに影響を与えることとなります。したがって、高齢者が従来とは異なる役割・業務に意欲を持って働けるよう自ら備えることにくわえ、あらゆる世代の従業員が自らのキャリアのあり方を見直すことの重要性が高まっているといえます。

▶問題意識

- 2011年3月に発生した東日本大震災は、私たちの働き方に対する意識にも大きな影響を与えました。私たちは、被災されたお客さまの一日も早い生活の再建に向けて業務にまい進し、お客さまから感謝・評価をいただくなかで“損保グループ産業に働く者としての社会的使命”を強く実感しました。さらにはこうした体験が、自分自身の“本当の”働きがい・やりがいを見つめ直す契機となった組合員も多いものと思われれます。このように、働くことに対する動機や価値観などの自分の内なる意識を認識することで得られるキャリアを「内的キャリア」といいます。

- 内的キャリアを重視した行動は、専門性の高い能力（スキル）のみならず、どのような仕事にも対応することのできる普遍性の高い能力を習得することにもつながります。また、エンプロイアビリティ（雇用され得る能力）の向上にも寄与するものといえ、私たちのキャリアビジョンを考える上で大変重要な要素です。
- 一方、個人のキャリアの大部分は、予期せぬ偶発的な出来事により形成されると言われています。したがって、先々のキャリアを細部にわたってデザインし、日々見直しを図ることよりも、好ましい偶然を起こすために、偶然を必然化する次のような思考・行動パターンを身に付けることが重要です。

偶然を必然化する5つの思考・行動パターン

- ①好奇心：現状に満足せず、常に新しい価値を求める思考・行動
- ②柔軟性：複眼的に物事を捉える思考・行動
- ③楽観性：物事をプラス面で受け止める思考・行動
- ④リスクを取る：はじめてのことにもチャレンジする思考・行動
- ⑤これら4つの思考・行動の基軸となる「こだわり」：自分らしさ、自分の価値観

- これらをふまえ、損保労連では組合員一人ひとりが自らのキャリアを自律的に切り開き、仕事人生の充実につなげていく姿を以下のとおり考えています。

損保労連がめざす自律的なキャリア形成の姿

一人ひとりが「外的キャリア」だけでなく「内的キャリア」を重視したうえで、以下の両面の取り組みを組み合わせ、自分らしい仕事生活・仕事人生を主体的に積み重ねていくこと

- ①節目のタイミングでは内省を通じ、自らの意思で将来の方向性をデザインする
- ②日常では予期せぬハプニングを楽しみながら、過去のキャリアデザインに固執することなく、好奇心や柔軟性をもって仕事に取り組む

- こうした姿を実現するためには、まずは組合員一人ひとりが、自律的にキャリアを形成していくことの重要性を認識し、こうした姿に向けて取り組みをすすめる必要があります。また、気づきの機会を労使それぞれが提供していくことや、日常のマネジメントを強化させることが必要と考えます。

4

労働組合としてのさらなる社会性発揮

▶情勢認識

- 1990年代以降、冷戦構造の終焉を機に、経済のグローバル化が急速に進展していくなか、企業活動が拡大する一方で、地球環境問題の深刻化、途上国における人権・労働問題、南北間の格差拡大、企業の不祥事件などの社会問題が顕在化するようになりました。
- これらを背景に、企業の社会的責任に対する社会の関心が高まり、国連グローバル・コンパクトやOECD「多国籍企業の行動指針」といった企業の規範に関する国際指導基準が策定されるに至っています。そのなかで、企業の社会的責任は、事業活動において法律を遵守しながら利益を追求することだけでなく、社会的な公正さや環境への配慮、地域への貢献などを通じ、利害関係者（顧客、消費者、取引関係、地域住民、株主、従業員、NPOなど）に対し積極的に責任ある行動を取ることで、「持続可能な社会づくり」に貢献することであると示されています。
- また、2010年にリリースされた社会的責任に関する国際規格であるISO26000においては、労働組合、公共企業体、消費者団体、NGOなど、あらゆる組織を社会的責任の主体として定めています。
- 損保グループ産業においても、各社が社会的責任を経営課題のひとつに位置付け、さまざまな取り組みをすすめています。また海外展開の加速にとともに、グローバル企業としての社会的責任を意識し、グローバル・コンパクトに参加するなどの例も増加しています。
- また、私たちは東日本大震災に端を発する一連の業務を通じ、社会インフラを担う産業としての使命をあらためて認識しました。震災を機に社会・消費者の安心・安全に対する意識が高まったことにより、本業と社会貢献とが密接につながっている損害保険事業の意義は、従来にも増して大きくなっているといえます。

▶問題意識

- 労働組合は憲法でその存在が保証され、法律で活動が保護されている組織であり、労働組合の果たすべき社会的責任は、社会の公器であるがゆえに有する発言力や組織力を用いて、社会の幅広い分野での課題解決に取り組むことであるといえます。
- また、労働組合の活動目的である労働諸条件の維持・向上を実現させるためにも、経営との交渉のみならず、私たちの生活に直接・間接に影響を与える社会の幅広い分野、今日でいえば、社会保障・税、労働法制、環境・エネルギーなどの課題に関与し、その解決に努めていく必要があります。

■こうした問題意識のもと、損保労連では、労働組合としての社会的責任を果たすことでより一層の社会性発揮をめざしたいと考えています。そのためには、組合員一人ひとりが労働組合の果たすべき社会的責任を理解し、主体的な参画のもと連帯していくことが必要となります。

■なお、これらの取り組みは、働く仲間の連帯感の醸成、社会からの信頼や職場への誇りを感じながら働くことができる職場づくりにもつながると考えます。また、社会と関わりを持ち、さまざまな人と触れあうことで、個人の視野を広げ、柔軟な発想を身に付けるための気づきを得るなど、ワーク／ライフ・バランスの実践やダイバーシティの理解浸透の効果も期待できます。

<資 料>

提言事項の経過・結果（抜粋）

産別労懇・損調産別労懇における労組側発言（骨子・抜粋）

提言事項の経過・結果(抜粋)

項番	提言の時期	項目	内容	提言先
1	2006年度	自賠責保険の実務に関する各種規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 異動手続きの申し込みを受けた場合、証明書に直接異動事項を記載するのではなく、後日異動承認書を発行する事務処理を可能とすることを求めます。 	国土交通省 業界
2	2014年度	自賠責保険異動・解約手続きの標準化	<ul style="list-style-type: none"> 自賠責保険の契約者等が契約保険会社以外で入手した帳票を他社でも利用できるよう、異動承認請求書の内容・レイアウト、必要書類・事務ルールの標準化を求めます。 	業界
3	2014年度	自賠責保険契約内容の電子的確認制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時などに備え、契約者自身が契約照会を行うことができるシステムの構築を求めます。 	業界
4	2006年度	申込書・約款等の用語の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 申込書・約款等に使用する用語・記述について、平易かつわかりやすいものに改めるよう、対応を求めます。くわえて、重要事項の定義（範囲）について、一定の基準案を業界で作成するなどの検討を求めます。 	業界
5	2014年度	契約関係書類・保険用語の統一化	<ul style="list-style-type: none"> 消費者利便、組合員・代理店負担の観点から、契約関係書類の帳票レイアウトや保険用語について、さらなる標準化の検討を求めます。 	業界
6	2013年度	保険募集・販売に関する新たなルールへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 意向把握書面や情報提供義務の導入にあたっては、現場の実務をふまえ、検討をすすめることを求めます。また、各社の創意工夫がかえって乗合代理店などにおける業務の煩雑さを招くことがないよう、業界共通化・標準化の流れを十分に汲んで対応方法の検討をすすめることを求めます。 商品推奨理由の説明義務を乗合代理店に課すにあたっては、比較募集を行う代理店に限定することを求めます。 	金融庁 業界
7	2014年度	署名または記名・押印ルールの標準化	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理の精度を上げるため、署名または記名・押印ルールの標準化を求めます。 	業界
8	2013年度	ボルドロ計上ルールの標準化	<ul style="list-style-type: none"> 紙ボルドロによる共同保険の計上が産業レベルで大きな間接コストを生じさせていることから、MT計上対象種目の拡充、ボルドロ計上に関する標準ルールの策定・記載項目の標準化に向けた検討を求めます。 	業界
9	2014年度	乗合代理店における募集人資格講習の共通化	<ul style="list-style-type: none"> 組合員・代理店双方の負荷軽減を図るため、業界共通の資格講習の実施を求めます。 	業界
10	2014年度	重複保険の求償スキームの整備	<ul style="list-style-type: none"> 他の保険会社や共済との求償手続きに関する負荷軽減および保険金支払の迅速化の観点から、求償スキームの整備を求めます。 	業界

経過・結果

- 内閣府の規制改革会議「規制改革推進のための3か年計画」の決定を経て、自賠責保険取扱規定が改定され、2012年4月より異動手続きを一部簡素化することが可能となりました。
- 損保協会において、「権利譲渡に係る確認書」「罹災解約時の確認書」に係る標準帳票および事務ルールが整理されました。
- 2014年7月から損保協会において、災害救助法適用地域で家屋の流失・消失などにより保険契約に関する手がかりを失ったお客さまからの契約照会に応じる「自然災害損保契約照会制度」が開始されました。
- 2008年、損保協会により「保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン」「保険約款および募集文書等の用語に関するガイドライン」が策定されました。
- 2013年9月、損保協会において「募集文書等の表示に係るガイドライン」「契約概要・注意喚起情報に関するガイドライン」「募集文書等の表示に係るガイドライン」が改定されるとともに、各種保険商品の「重要事項説明書標準例」が公表されました。
- 2013年6月の金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書において、意向把握義務については、商品・募集形態に応じて保険会社・保険募集人の創意工夫に委ね、法律上は一般的義務規定として規定すること、具体的な方法は意向確認を含めて監督指針で例を設けることが適当であるとの方向性が示されました。
- また、商品推奨理由の説明義務については、乗合代理店であっても、商品比較・推奨販売を行わずに特定の商品のみを顧客に提示する場合は、取扱商品のうち当該商品のみを提示する理由を説明すれば足りるとの方向性が示されました。
- 損保協会において、代理人手続きに関する共通ルールが策定され、その内容が「募集コンプライアンスガイド」に反映されました。
- 損保協会における検討を経て、「火災共同保険契約MT交換要領」で定められている非幹事契約の計上事務ルールにつき、各社で周知徹底することが確認されました。なお、MT計上対象種目の拡充・ボルドロ計上記載項目の標準化に関しては、協会にて引き続き検討を行うこととされています。
- 損保協会において、代理店教育の均質化および各社の負担軽減を図るため、損保一般試験に関する各社講習講師用の「講習ガイド」が作成されました。なお、各社の実質的な負担軽減につながらないなどの理由から、協会主導による募集人資格講習の実施は見送られています。
- 重複契約が多く発生している海外旅行保険につき、損保協会にて、業界ベースでの求償・回収システムに関する検討がなされました。その結果、各社商品に違いがあるため、事案ごとに必要書類を取り付けて有無判断を行う必要があるとの理由からシステムの構築は見送られました。一方で、各社間で重複契約の確認を行う際に活用する「標準フォーム」が作成されたことにより、一定の負荷軽減が図られています。

項番	提言の時期	項目	内容	提言先
11	2013年度	保険犯罪の防止に向けた取り組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> • 保険金詐欺・不正請求およびそれらの疑義情報を共有するためのインフラ整備を求めます。 • 保険犯罪撲滅に向けた啓発活動の拡充を求めます。 	業界 警察庁
12	2014年度	反社会的勢力との関係遮断	<ul style="list-style-type: none"> • 反社会的勢力に関する情報を共有するためのインフラ整備、行政や周辺業界との情報連携を一層すすめるよう求めます。 	業界 金融庁 警察庁
13	2010年度	インターネット・オークションによる盗品カーナビなどの流通防止策の強化	<ul style="list-style-type: none"> • 総合セキュリティ対策会議の報告書において提示された各種対策の実施による、盗品の流通量や検挙件数への影響につき、早期の検証を求めます。そのうえで、対策の効果が認められない場合には、行政処分や罰則の制度化に関する検討を求めます。 	警察庁
14	2013年度	自賠責保険制度の中長期的な安定運営	<ul style="list-style-type: none"> • 自賠責保険の料率は、平成23年度に引き上げが行われ、平成25年度にも第二段階の引き上げが予定されています。自賠責保険料の急激な上昇は自動車ユーザー・販売店双方に過度な負荷となることから、保険料率の見直しにあたっては一般会計繰入金などの活用を検討するなど、その影響を十分に考慮して行うことを求めます。 	金融庁 国土交通省
15	2008年度	社会ニーズに合致した保険料控除体系への組み換え (生命保険料控除等の見直し)	<ul style="list-style-type: none"> • 公的な社会保障制度の補完に向けた国民の自助努力を一層支援し、わかりやすい税制を実現するため、現行の生命保険料控除、年金保険料控除、損害保険料控除の体系を抜本的に組み換え、年金・介護・医療等の各商品を対象とする新たな保険料控除体系に一本化する(所得税法上・地方税法上の控除限度額を10万円とする)ことを求めます。 	金融庁
16	2013年度	火災保険等の異常危険準備金制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 異常危険準備金について、火災保険等の積立率を現行の4%から5%に引き上げること、洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げingことを求めます(本則積立率2%が適用されることとなる残高率も同様)。 	財務省 金融庁

経過・結果

- 損保協会「第6次中期基本計画」のもと、2013年1月に「保険金不正請求対策室」「保険金不正請求ホットライン」が協会内に設置されました。業界共通データベースに関しては、2014年に不正行為関係者のネットワーク分析システムの運用が開始されたほか、事故対応の初期段階で保険金請求履歴情報を各社に提供する「保険金請求履歴表示システム」の開発が決定されました。また、啓発ポスターや街頭活動などによる啓発活動もすすめられています。
- 行政との関係においても、損害保険防犯対策協議会にて現地警察との連携強化が図られているほか、警察庁から都道府県警察に対し、業界の取り組みを理解し連携強化を図る旨の働きかけがなされています。

- 2014年12月、損保協会において、「損害保険業界における反社会的勢力への対応に関する基本方針」が改定され、取り組みの留意点の確認が行われたほか、全国銀行協会をはじめとする他団体からデータ提供を受けるなど、データベースの拡充に向けた方針が示されました。
- 金融庁からは、2013年12月に「反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みの推進について」、2014年2月に「保険会社向けの総合的な監督指針」「保険検査マニュアル等の一部改正（案）」が公表されました。

- 盗品カーナビの流通防止対策等について、2010年5月に警察庁から関係事業者等に対し、盗品の製造番号に関する情報提供等の要請がなされました。また、都道府県警察に対しても、この要請をふまえた対策の指示がなされました。

- 2013年1月の自賠責審議会において、ユーザー・販売店双方の負担に一定配慮したかたちで同年4月以降の保険料引き上げが決定されました。ただし、一般会計繰入金などの活用については、いまなお検討中とされています。

- 「平成22年度税制改正」により、2012年度の所得税（2013年度の住民税）から、生命保険料控除制度が改正されました。2012年1月1日以降に締結した保険契約より新制度が適用されています。

【控除限度額】

生命保険料控除、介護保険料控除、個人年金保険料控除それぞれにおいて、所得税4万円、住民税2.8万円（制度全体の控除限度額は所得税12万円、住民税7万円）

- 「平成25年度税制改正」により、大幅に減少した異常危険準備金の残高を早期に積み上げていくための積立率について、措置がなされました。

項番	提言の時期	項目	内容	提言先
17	2006年度	地震保険料控除制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> 地震災害に備える国民の自助努力を支援するため、地震保険料控除制度（所得税法上・地方税法上の控除限度額を5万円とする）の創設を求めます。 	財務省 金融庁 内閣府
18	2014年度	損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外	<ul style="list-style-type: none"> 2013年度までの租税特別措置とされている、損害保険会社の積立勘定から支払われる利子に係る「特別利子」の取り扱い（負債利子控除の対象から除外）について、恒久措置とするよう求めます。 	財務省 金融庁
19	2006年度	資産別運用比率規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 保険業法において保険会社に課せられている、総資産等に対する資産ごとの保有比率（国内株式30%、外貨建資産30%、不動産20%など）に関する規制の撤廃を求めます。 	金融庁
20	2014年度	保険会社グループの業務範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の運営業務を保険会社グループの業務として認めるよう求めます。 	金融庁
21	2012年度	社会保障・税共通の番号（マイナンバー）制度の早期導入	<ul style="list-style-type: none"> 税徴収の公平性の確保、医療・介護サービスの向上および行政事務手続きの簡素化などにつながる共通番号制度の早期導入を求めます。 	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省
22	2013年度	待機児童解消に向けた保育の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 私たちが安心して家庭を持ち、出産に踏み切ることができるよう、待機児童の解消に向けて保育の拡充に資する政策を早急に実施することを求めます。 	厚生労働省
23	2014年度	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 2013年度までの経過措置により課税停止とされている、企業年金等の積立金に対する特別法人税について、撤廃を求めます。 	財務省 金融庁 厚生労働省
24	2013年度	パートタイム労働者への社会保険の適用拡大	<ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働者のうち、週30時間未満の人は社会保険の適用対象外になっていることから、事業主の負担増によりパートタイム労働者の雇用や収入に影響が出ないように配慮しつつ、適用対象の拡大を図ることを求めます。 	厚生労働省
25	2014年度	パートタイム労働者の均衡待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> 職務の内容などが正社員と同じパートタイム労働者の待遇の改善を図るため、均衡待遇の確保を含むパートタイム労働法の見直しを求めます。 	厚生労働省

経過・結果

- 「平成18年度税制改正」により、火災保険・傷害保険などに適用されていた損害保険料控除が2007年1月に廃止となり、地震保険料控除が創設されました。

- 「平成26年度税制改正」において、特例の適用期限を5年延長することが決定されました。

- 2007年、金融審議会金融分科会第二部会の報告書において、規制の見直しに関する提言がなされました。金融危機などにより長らく検討が中断されていましたが、その後「規制を緩和しても財務の健全性は確保できる」との整理がなされ、2012年4月をもって撤廃されました。

- 2013年6月に取りまとめられた金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に係るワーキング・グループ」の報告書において、保険商品・サービスや保険会社グループの業務範囲を拡大する方向性が示されました。

- 2013年5月に関連法が成立し、2016年1月からの共通番号（マイナンバー）の利用開始が決定しました。これにより、税の申告や年金の給付申請などでの書類添付が段階的に不要となるなど、手続きの簡素化がすすめられる見込みです。なお、民間や医療分野における活用については、施行後3年を目途に検討を行うこととされています。

- 2012年通常国会において、「子ども・子育て新システム関連3法案」が成立し、子ども・子育て支援給付や総合こども園の設置などが決定されました。くわえて、政府は新制度の施行を待たずに「待機児童解消加速化プラン」を策定し、保育ニーズがピークを迎える2017年度までに約40万人分の待機児童解消を図ることとしています。

- 「平成26年度税制改正」において、課税停止措置の適用期限を3年延長することが決定されました。

- 2012年通常国会において、「社会保障・税一体改革関連法案」が成立し、2016年10月から以下の条件のもとで短時間労働者への社会保険の適用拡大が図られました。今後は、法案で明記された「3年以内」に対象範囲の拡大についての検討がなされる予定です。

【条件】

[1]週労働時間20時間以上 [2]月額賃金8.8万円（年収106万円）以上

[3]勤務期間1年以上 [4]学生は除外 [5]従業員501人以上の企業

- 2014年通常国会において、「パートタイム労働法の一部を改正する法律案」が成立し、正社員との待遇において差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が以下のとおり拡大されました。

【対象範囲】

[1]職務の内容が正社員と同一 [2]人材活用のしくみが正社員と同一

産別労懇・損調産別労懇における労組側発言(骨子・抜粋)

第151回保険会社産業別労使懇談会 (2013年12月19日)

第88回損害調査会社産業別労使懇談会 (2013年12月13日)

1. 損保労連2014年度活動方針

(1) 未来創造特別委員会の立ち上げ

損保労連では、組合員が「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」を感じながら働くことを目的に、組合員から意見収集した「私たちはこう働きたい、こうありたい」姿を以下の5つの要素に集約し、「創造性豊かな働き」と定義したうえで、活動の基本コンセプトに据えている。

「創造性豊かな働き」～私たちはこう働きたい、こうありたい～

- ・変化を前向きに捉え、自分の強みを生かして主体的に働き、常に自らの成長を実感したい
- ・認めあい、支えあい、つながりを感じながら働きたい
- ・仕事と生活のバランスを大切にしながら働きたい
- ・社会からの信頼を感じながら働きたい
- ・顧客に高品質なサービス・価値を提供していきたい

一方で、少子高齢化による労働力人口の減少、グループ経営の進展による業界内の合従連衡や衝突しない自動車・燃えない家屋の開発など、私たちを取り巻く環境は日々変化し、また、組合員の価値観の多様化もすすんでいる。損保労連活動の基本コンセプトである「創造性豊かな働き」の根本は変わらないものの、こうした情勢のなかでは、組合員一人ひとりが考える「こう働きたい、こうありたい」というめざす姿は変化していくものと考えている。以上をふまえ、私たちにどのような働き方が求められているのか、どのような働き方によって「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」を実現できるのかについて未来を見据えながら論議すべく、今期、「未来創造特別委員会」を設置した。本特別委員会における論議を、「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」の実現についての検討の場とするとともに、具体的なチャレンジをすすめていくことの重要性など、新たな気づきの機会としたいと考えている。

すでに11月18日と12月16日に本特別委員会を開催しており、このなかで、まずは本取り組みのコンセプトを共有するとともに、私たちを取り巻く未来(2025年)の環境について論議を深めたところである。なお、本特別委員会は、保険会社労組とともに損害調査会社労組・情報システム会社労組が参加するグループ産業横断での取り組みであり、また、男女で論議することが相応しい取り組みであることから、男女同数のメンバー構成としている点についても付言しておく。

(2) 政策実現力強化の取り組み

今期も職場の組合員から多くの意見をヒアリングし、それをもとに損保労連としての各種提言をまとめた「政策・提言集」を作成した。特に、業務削減・効率化、業界共通化・標準化に関しては数多くの意見が寄せられており、組合員の関心が高いものと認識している。ただし、「政策・提言集」はあくまで損保労連としての政策をまとめ上げたものにすぎず、職場に根差したこれらの提言を関係各所への働きかけを通じて実現してこそ意味を持つものであると考えている。

このようなことから、各種政策の実現力強化をめざし、昨期は特別委員会として「政策ビジョン

委員会」を立ち上げ、「連合をはじめとした働く仲間との関係強化」「政治への関わり方」など、政策実現に向けてのさまざまな問題・課題に関し、腰を据えた論議を重ねてきた。今期は、その論議をふまえ、政策実現力を高めるため、連合構成組織としての役割発揮や政治活動に関する検討をさらにすすめるとともに、その他の関係先との連携強化に取り組む方針である。

こうした方針のもと、平成26年度税制改正や消費税率引き上げに係る中長期的な課題、不正請求防止に向けた取り組みなどについて、金融庁はもとより、民主党・連合、他産別に対して損保グループ産業で働く労働者の立場から問題意識を伝えていることについて共有しておく。

2. 産業政策課題

(1) 業界共通化・標準化の推進

業界共通化・標準化は、必ずしもすぐに解決できるテーマばかりではないが、そうであっても、現場の声を継続的に伝えていくことが私たち労働組合の役割であると考えている。こうした考えのもと、今期は損保労連に加盟する全単組において「職場の声の集約」「検討状況のフィードバック」に取り組むとともに、要請の内容をより具体的なものとするべく、論議を深めている。その結果、2013年11月に実施したユニオン・ミーティングにおいては、自動車保険における車両保有者の確認ルールや保険請求時に提出いただく請求書フォームの統一、各種特約名称の共通化、補償・サービスの違いをふまえた業界内用語集の作成など、今後掘り下げた検討を行う必要はあるものの、多くのアイデアが寄せられている。経営においても、引き続き本取り組みの優先度を高く保ち、それぞれの検討項目につき、各社の妥協点を見いだすべく努力を続けていただきたい。

2013年9月には損保協会から「募集文書等の表示に係るガイドライン」「契約概要・注意喚起情報に関するガイドライン」の改定版と「重要事項説明書標準例」がリリースされている。各社においては、可能な限りこれらに沿って帳票を作成いただくようお願いする。

また、平成25事務年度監督方針にもあるように、社会の高齢化にあわせ、高齢のお客さまを意識した募集・販売のあり方についても業界として策を講じていく必要がある。なかには、帳票の見やすさや説明の仕方、あるいは代理契約の手続きや本人以外からの問い合わせに関するルールの見直しなど、共通化・標準化の視点で検討すべきものもあろうかと思われる。この点に関しては、損保労連としても現場の課題把握に努めていく所存である。

(2) 保険金詐欺・不正請求等の防止、反社会的勢力への対応

すでに損保協会が着手している保険金詐欺・不正請求等の実態把握、分析システムの導入にとどまることなく、業界としてより実効性の高い対策を検討する必要がある。先頃、韓国の保険業界・労働組合と意見交換を行う機会があり、先方より、住民登録番号を用いて保険加入・保険金受取の履歴を確認するしくみや、不正請求対策の専門組織を有する保険会社の取り組みを聞いた。また、韓国では、保険会社への調査権の付与、事故届けの義務化、保険犯罪の厳罰化^{じやつき}に向けた法改正の動きもみられる。社会事情の違いはあれど、こうした論議を惹起するに至った世論形成の手法も含めて、参考になる点があるのではないかと考える。なお、連合においても、医療費の増加を抑制する観点から、在院日数の短縮や不正請求への徹底した対応を求める旨の提言がなされていることを付言しておく。

一部金融機関が暴力団関係者への融資を放置していた件に端を発し、現在金融業界全体で反社会的勢力の排除に向けた対策の見直しがすすめられている。損保グループ産業も例外ではないが、一方で損害保険には他の金融商品と異なる固有の事情がある。例えば、反社会的勢力との関係遮断をすすめた結果、無保険者が増えて被害者保護が図れなくなるおそれがあることや、準記名式の団体契約など引き受けの段階で被保険者を特定しない契約形態があること、あるいはお客さまより明日

にでも契約したいといった申し出があるなかで、契約時までには十分なチェックを行えない可能性があることについては、社会の理解を得ておく必要がある。くわえて、ある保険会社で契約を断られた反社会的勢力が、他の保険会社で契約するといったことが生じないように、各社の対応レベルを統一したうえで、データの蓄積に取り組む必要があるものとする。また、約款への暴排条項導入がすすめられるなか、組合員からは、期の途中や保険金請求時に契約者が反社会的勢力であると判明し、解除を行うとなった場合の対処に不安をおぼえるとの声があがっている。各社における現場教育の充実と、組合員および家族の安全管理の徹底をお願いする。

第152回保険会社産業別労使懇談会（2014年2月20日） 第89回損害調査会社産業別労使懇談会（2014年2月19日）

1. 損保労連2014春闘方針（案）

損保労連は、昨年7月から春闘方針策定に向けた取り組みをスタートさせ、加盟単組一体となって論議を重ね、12月に春闘方針を決定した。また、方針策定の論議と並行し、闘争態勢のあり方についても多くの時間を割き、論議してきた。特に中央闘争委員会については、産別として意思統一を図り団結していく態勢を構築するといった観点で、その必要性や意義について論議してきた。その結果、加盟全単組で、2014春闘においてもより強固な共闘態勢を構築することが必要であるとの認識に至り、2013年11月6日開催の第6回中央執行委員会において中央闘争委員会の設置を決定した。

あくまでも個別労使の健全な信頼関係のもと交渉をすすめていくことには変わりはないなか、労使合意した制度を経営が履行しないことはもとより、単組が確信を持って策定した要求に対し誠実に回答しないことがあれば、私たちとしても強力な戦術行使も視野に取り組む必要があると考えている。第1回中央闘争委員会では、加盟全単組の思いと団結の姿勢を示すため、3月13日を統一要求日として設定し、回答期限日を設けることとした。今春闘においても主体的な回答を示すよう、まず求めておきたい。

(1) 賃金方針

2014春闘における賃金方針を策定するにあたり、経済情勢をはじめとした私たちを取り巻く環境を冷静に捉え、「生活水準の維持・確保」「世間一般や隣接業界対比での賃金水準の確保」「働きに報いる賃金水準の確保」の3つの観点から検討し、論議を深めてきた。

①生活水準の維持・確保

今期の消費者物価指数が前年対比で高い状態であることは、年度末にかけても上昇が見込まれていることをあわせて考えると一過性のものと捉えにくいことなどをふまえ、その影響が大きいとは言いきれないものの、昨年生活水準を維持・確保できているとはいえないと判断した。損保労連では、生活水準をひとつの点ではなく一定の幅があるものと考えており、現在は、その幅の外に位置していると判断したものである。

②世間一般や隣接業界対比での賃金水準の確保

今期、ナショナルセンターである連合が賃上げ（1%以上）を要求する方針を掲げており、春闘情勢への影響が大きい他産別においては、賃上げを要求することが見込まれている。その場合、私たちの賃金水準に、相対的に影響を及ぼす懸念があると判断している。

③働きに報いる賃金水準の確保

2013年度上半期の正味収入保険料は前年同期比で増収し、正味損害率も改善した結果、コンバインド・レシオはいまだ改善の余地は残るものの、前年対比では大幅に改善し100%を下回った。このような情勢のもと、組合員は要員と時間が限られるなかで、収益改善に向けて取り組みをすすめるとともに、品質と信頼のさらなる向上に向けて、社会・消費者からの要請に応えるべく懸命に努力している。こうした取り組みを通じて、中長期的な業容の拡大の結実につながられている会社が出つつあると考えている。

以上を総合的に判断し、現行の賃金水準確保は当然のこと、個社の業績が「中長期的な業容の拡大」として結実していると、単組が判断する場合においては、必ず賃上げを求めるべきとする賃金方針を決定した。政府から経済界などに対する賃上げ要請も出されているが、私たちの春闘は、労使間の真摯な交渉を経て、はじめて成立するものであると認識している。

今後、損保グループ産業の浮沈のカギを握るのはまさしく今奮闘している組合員である。賃金を単なるコストではなく、将来への投資として重きを置いて十分に検討したうえで、長年積み重ねてきた労使の信頼関係にもとづく丁寧な労使交渉のもと、納得感の高い回答を示すよう重ねて求めておく。

(2) 環境整備方針

損保労連では、各単組の役員が実際に職場に赴きヒアリングしてきた現在組合員を取り巻く環境を、職場の実態として取りまとめた。これらの実態を「創造性豊かな働き」と照らして課題を検討した結果、その解決に向けて今期必要となることを環境整備方針として掲げている。

- ・ 損保グループ産業で働く意義を感じ、組織で目標を達成する喜びを実感できる環境の整備を求めます
- ・ 組合員一人ひとりの多様な働き方が尊重される環境の整備を求めます
- ・ 組合員一人ひとりが自らの将来を見据えたキャリア形成を実現できる環境の整備を求めます
- ・ 業務削減・効率化、業界共通化・標準化のさらなる推進を求めます

これらを実現することで、組合員の「働きがい」「ゆとり・豊かさ」「自負・誇り」の実現とともに、魅力ある産業・企業の構築に向けた歩みを一層着実にすすめられるものと考えている。各単組は、これらの環境整備方針をふまえ、職場の現状から具体的な課題を検討し、個別労使協議のなかで要求・要請などを行っていく。今後の労使協議において、建設的な論議を行うよう求める。

2. 代理店との連携の促進

本年はNKS Jグループ、来年はA I Gジャパングループにおいて損保会社の合併が予定されており、MS & ADグループでは機能別再編がすすめられている。国内損保マーケットの飛躍的な拡大が見込めないなか、業界内のさらなる競争激化が見込まれることにくわえ、先ごろ金融庁から保険代理店使用人（委託型募集人）の適正化に関する要請が出されるなど、保険会社のみならず代理店にとっても大きな転換期を迎えているといえる。こうした状況下、それぞれの代理店は生き残りをかけて顧客の支持・信頼の獲得に向けた方策を模索している。また、昨年6月には金融審保険WGの報告書が取りまとめられている。金融庁による代理店への監督は従来保険会社を通じてなされ

るものであったが、改正保険業法のベースとなる当該報告書には、代理店に対する直接的な監督を行うことが記載されている。くわえて、専属・乗合、専業・兼業といった業態や規模の大小を問わず、代理店に意向把握と情報提供に関わる体制整備の義務を課すことも示されている。これら新しい保険募集・販売ルールのもと、いわゆる製販分離がすすめば、“自律・自立”を志向する代理店の増加が見込まれる。

一方で消費者の視点からみれば、保険業界において依然保険会社と代理店が一体の存在であることに変わりはない。損保労連としては、こうした環境変化を製販一体となって品質・消費者利便のさらなる向上をめざす契機と捉え、組合員の創造性豊かな働きの実現につなげていきたいと考えている。

今後そのための方策について、組合員と日本代協との意見交換の場を設けることなども企画しているが、現状を述べれば、意識の高い代理店から保険会社の担当者に対し、「代理店の思いや喜びに共感する気持ちを持ってもらいたい」「日々お客さまに接する者としての意見を真摯に受け止めてもらいたい」との要望や、「コミュニケーションの機会が不足しており、保険会社の戦略がわからない」「キャンペーンやコンプライアンスの要請ばかりが多く、必要なサポートがなされていない」といった不満の声が少なからず寄せられている。くわえて、マーケティング、業務プロセスの効率化、企業経理・労務管理といった代理店経営に関するアドバイスや、募集人のさらなる資質向上のための人材育成など、従来の業務支援を超えたサポートを求める声も聞かれる。ここで重要なのは、会社としてこれらをサポートするツールを用意しているかどうかではなく、現場が自ら保険会社・代理店双方の役割の明確化・共有に取り組むこと、自ら研さんを積み代理店に応じたサポートを考え実行することであり、それによって環境変化のなかであっても、代理店担当としての存在価値を示し続けられるかどうかである。

以上が損保労連としての考えであるが、代理店との連携のあり方やそれをすすめるための方策につき、今後どのようにあるべきか、各社経営の考えを聞かせていただきたい。

3. 防災・減災活動を通じた地域社会への貢献

昨年12月に、中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループから、首都直下型地震発生時の防災・減災対策を取りまとめた報告書が公表された。このなかでは、企業に対して、事業継続計画の策定や従業員の安全確保および、これらを有効に機能させるための実践的な訓練・教育などの継続的な実施のほか、地域社会への貢献として防災・減災活動に取り組むことを求めている。

損保グループ産業として、災害発生時に的確かつ迅速に保険金を支払うことは当然のことであり、くわえて、災害発生時や平時において、報告書で示される地域社会への貢献を通じて、安心・安全な社会の実現に取り組むことが、まさに社会的使命と考えている。また、こうした活動に取り組むことは、社会・消費者からの信頼を高め、損保グループ産業の魅力のさらなる向上に寄与するとともに、損保グループ産業で働くことの自負・誇りの実感につながるものと考えている。本報告書では、企業における地域社会への貢献の具体的な取り組みとして、災害発生時における火災の拡大防止、負傷者の救出・救護活動といった地域における初動活動や帰宅困難者の一時滞在施設の提供などが示されているほか、東京都が策定する帰宅困難者対策では、平時から地域組織や自主防災組織などの訓練に事業所単位での参加することなども求めている。損保労連としては、こうした地域社会への貢献活動を労使ですすめていく必要があると考えており、各社経営の考えを聞かせていただきたい。

第153回保険会社産業別労使懇談会（2014年7月17日） 第90回損害調査会社産業別労使懇談会（2014年7月16日）

1. 損保労連2014春闘総括

(1) 春闘を取り巻く情勢

日本経済は、景気は緩やかに回復し、消費者物価は上昇局面に転じ、デフレ脱却の兆しが見えはじめていた。日本労働組合総連合会（連合）では、「賃上げによるデフレからの脱却」と「経済の好循環実現」に向けて、月例賃金の引き上げにこだわった方針を掲げ、連合に加盟している他の産業別労働組合においては、こうした方針に沿って取り組みがすすめられていた。

他方、一般社団法人日本損害保険協会が2013年12月に発表した加盟26社の2013年度中間決算概況では、収入保険料の増加や損害率の改善などによって、コンバインド・レシオの改善がみられ、2012年度まで厳しい状況にあった業績は、各社一様でないながらも回復の兆しが見えはじめていた。

このような情勢のなか、損保労連は、私たちを取り巻く環境の変化と職場の実態をふまえ、「賃金水準の中長期的に維持・向上」および「創造性豊かな働きを実現するための環境整備」をめざす取り組みを徹底的に展開してきた。

(2) 賃金方針

すべての単組が損保労連の賃金方針に則った要求を掲げ、主体的に交渉した結果、多くの経営から要求どおりの回答が示された。一方、賃金改善要求を行った単組に対して、要求に満たない回答が示されたケースにおいても、個別労使間で真摯な交渉がなされ、今後の処遇改善につながる回答が示された。

2月の（損調）産業別労使懇談会で、長年積み重ねてきた労使の信頼関係にもとづいた丁寧な労使交渉を経営に求めたことにより、今春闘でも各労使間において、「健全な信頼関係」をベースに取り巻く環境についての認識共有や、処遇の維持・改善に関する“前向きで誠実な”交渉が行われたと考えている。

これらのことをふまえれば、2014春闘の交渉結果は概ね評価できるものと考えている。

(3) 創造性豊かな働きを実現するための環境整備にかかる方針

損保労連の環境整備にかかる方針に則り、すべての単組が主体的に取り組みをすすめた結果、具体的な回答が示された単組があった。また、課題解決に向けたプロセスを重ねていきたいとの見解が示された単組もみられるなど、継続的に労使で環境整備をすすめていく必要性への、認識共有を図ることができた。これは、「創造性豊かな働き」の実現につながると考えられることから評価できるものと考えている。

(4) 中央闘争委員会

方針策定の論議と並行し、闘争態勢のあり方について論議を重ねたうえで中央闘争委員会の設置を決定した。中央闘争委員会において、さまざまな取り組みや産別レベルでの問題意識を論議したことで、共闘の必要性や中央闘争委員会の設置の意義への認識が一層強くなったと評価している。

この先、日本経済は緩やかな景気回復が続き、消費者物価の上昇が見込まれている。賃金改善が消費者物価上昇率に追いつかなければ、実質賃金の低下が見込まれることから、賃金方針策定に影響を及ぼす可能性もある。他方、私たち損保グループ産業を取り巻く環境は依然として楽観視できるものではない。

これらのことから、経営が労使合意した制度を履行しないことはもとより、単組が確信を持って策定した要求に対し、誠実に回答しないような事態にも備える必要があると考え、2015春闘も引き続き中央闘争委員会の設置に向けた検討を行っていく。

(5) 2015春闘における課題認識

今春闘において賃金方針を策定した際に用いた賃金要求の3つの観点（「生活水準の維持・確保の観点」「世間一般や隣接業界対比での賃金水準の確保の観点」「働きに報いる賃金水準の確保の観点」）については、経営とも認識を共有してきた。これらのなかで、来春闘に向けて次の2つの観点の重要性が高まるものと考えている。

1つ目は、「生活水準の維持・確保の観点」で重要となる消費者物価指数の動向である。2013年度の消費者物価上昇率は、コアCPIで+0.8%に留まったものの、2014年度ではおよそ+3%程度の上昇が予測されている。今後の動向次第ではあるものの、このことが、私たちの生活水準に影響を及ぼす可能性があることを認識する必要があると考えている。

2つ目は、「世間一般や隣接業界対比での賃金水準の確保の観点」で重要となる、他産別・金融産別の春闘情勢である。2014春闘では、金融産別労働組合を含む多くの他の産別労働組合において、ベースアップを含む賃上げを行ったが、損保グループ産業においては、ベースアップの実現までには至っていない。こうした状況が続けば、これまで優位性を保ってきた損保グループ産業の賃金水準が相対的に低下し、ひいては、「魅力ある産業・企業の実現」「優秀な人材の確保」といった観点に影響を及ぼすものと危惧している。

2. 産業政策課題（損保グループ産業の中長期課題）

(1) 社会・経済の発展への貢献を通じた成長戦略

景気全体の先行きは、緩やかに回復していくとの予測が大勢を占めている。しかし中長期的な視点に立てば、労働力人口の減少や勤労世代の社会保障負担の増加など、不安要素はいまだ山積みである。損保グループ産業の2014春闘では、多くの会社から単組要求に応える回答が示された。組合員の懸命な努力により、2014年3月期決算に業績の回復基調がみられたこともその一因である。しかし保険本業の収益はいまだ安定的に確保されているとは言い難い。このように考えると、損害保険事業の持続的かつ健全な発展、そして組合員の労働諸条件の維持・向上をめざす私たちは、現下の好況ムードに手放しに浸るわけにはいかない。むしろいまこそ、将来に向けた仕掛けづくりとそれらの着実な実行が必要である。

損保労連では、今期未来創造PTを通じ、取り巻く環境の未来予測を行っている。人口減少社会、マーケット・働き手双方の高齢化・ライフスタイルの多様化、社会保障費の増加、自動車・情報技術の進展、グローバルな人の移動などは、確実に予測できる未来である。また、東日本大震災からの復興、福島第一原発事故の処理、東京オリンピックなども国民全体で取り組むべき重大な課題である。組合員一人ひとりがこれら環境変化による「荒波」を乗り越え、あるいは「追い風」を受けながら、主体的に学び、行動するための気づきの機会を創出することが当該PTのゴールである。いわば、付加価値の高い働きを業界横断的に実現していくための仕掛けであり、個社・単組の垣根を越えて手を携えることのできる領域ともいえる。

ついでに、経営の側でも、中長期的な視点で損保グループ産業全体の増収あるいは収益改善に資する方策を検討いただくことはできないか。損害保険は、社会・経済を下支えするインフラ事業である。折しも政府においては、わが国の成長戦略を描くうえで、金融セクターが果たす役割に関する検討などもすすめられているところである。こうした点をふまえ、例えば、わが国の社会・経済の発展にどのような形で貢献できるかといった切り口から、業界の将来展望を聞かせていただければありがたい。

(2) 品質の向上を通じた支持・信頼の確保

①改正保険業法

先般、改正保険業法が可決・成立をみた。今後は2年以内とされる法施行に向けて、内閣府令や監督指針など詳細な規制が定められることになる。損保労連としては、実務における実態・要請を伝えながら、真に品質向上・消費者利便に資するルールとなるよう、引き続き関係先に対する意見発信を行っていく所存である。

と同時に、法改正を単なる目先の規制強化と捉えるのではなく、これを機に消費者が求めるわかりやすい募集・販売に向けた意識・行動改革を業界として徹底していく必要があるものと考えている。社会・消費者のニーズの変化を的確に捉え、高品質な商品・サービスを提供していくことは、本来行政に言われてやることではない。すでに法改正の経緯や趣旨につき、社員・代理店に向けて説明がなされている職場もあるようだが、一部には「法の要請に応えるには、募集人教育や業務報告書の提出のための体制整備が必要になる。そのコストを補うには、まず収保の拡大が必要である」といった、品質を置き去りにした説明がなされているとの報告もある。

私たちの産業が将来にわたり、消費者からの支持・信頼を確保していくため、品質の面で「何にどのように」取り組むべきであるか、この法改正に寄せて経営の考えを聞かせていただきたい。

②金融経済教育

お客さまが自らのニーズに合った保険商品に加入することを確保するためには、募集人がお客さまの意向に合致した商品を提案することにくわえ、お客さまの側で提案の内容を正しく理解いただくことが不可欠である。改正保険業法においては、こうした観点から保険会社や保険募集人に対する「意向把握義務」や「情報提供義務」が規定されるに至っている。しかし一方で、自動車保険をはじめとする多くの損保商品は、責任保険や物保険、費用保険などさまざまな保険の組み合わせで構成されており、その説明はただでさえ難しい。また、損害サービスの現場では、とりわけ症状固定・過失割合・免責事項に関するお客さま・被害者とのやりとりにおいて、懸命に説明を尽くすも、理解が得られず苦勞する姿が散見される。

私たちは保険のプロとして、まずはお客さまへの説明を尽くす責任があり、わかりやすく説明する工夫を追求しなくてはならない。その一方で、先に述べた状況を好転させるには、募集・販売や事故以外の場面で、お客さまの保険リテラシーや責任意識の向上に向けた機会提供を増やしていくことも必要と考える。

2013年4月に金融経済教育研究会の報告書がリリースされ、現在は金融経済教育推進会議を中心に、学校・社会人・高齢者など年齢層別の教育プログラムが検討されている。損保協会や各社においても、大学・高校への講師派遣や寄附講座などさまざまな取り組みをすすめているところではあるが、この機会により広い層へのアプローチや教育内容の充実を図る必要があるのではないか。

③業界共通化・標準化

損保労連ではかねてより、より高品質な商品・サービスの提供および消費者利便の向上を図るため、業界共通化・標準化の推進を通じ、「組合員一人ひとりの働きがい・やりがいの向上」「より付加価値高い働きの実現」につながる環境整備の重要性を訴えてきた。第6次中期計画のもとで多くの事案が進展していることについては、あらためて敬意を表したい。

ただし一方で、各社の戦略・ビジネスモデルの違いや社内部門間の意見対立などにより、依然「総論賛成・各論反対」に陥るリスクを抱えていることも事実である。こうした状況に鑑み、今期損保労連では、社会・消費者からの要請、現場実態の把握に注力し、提言内容を具体化させる

ことで、検討の機運を維持する努力を重ねてきた。「少しずつであっても実績を積み重ねていくこと」の重要性については、すでに労使で認識を一にしているところではあるが、次期中期計画においても優先度高く位置づけていただけるよう、お願いしておく。

今期の提言は8月に伝える予定であるが、職場からは、例えば自賠責保険の異動・解約手続きの電子化や契約内容の電子的確認制度の構築など、実現にあたり多大なコスト・時間を要するような提言も依然として多く寄せられている。簡単でないことは重々理解しているが、これらによって軽減されるであろう現場の負荷もまた大きいことから、実現に向けてより踏み込んだ論議を期待する。

(3) 業界の取り組みに関する社会・消費者の理解拡大

業界は一昨年にNF等級別料率制度、傷害保険の料率改定を行い、本年7月には地震保険の保険料も引き上げられる予定である。消費税率引き上げが各種商品の保険料に及ぼす影響も大きく、2015年にはさらなる税率の引き上げがなされる可能性もある。損保労連では、これら一連の料率改定の背景とともに、業務削減・効率化や不正請求の防止に向けた業界の取り組みにつき、国会議員・他産別への説明を尽くしてきた。

保険料水準に対し社会・消費者の厳しい目が向けられるなか、産業としての信頼を維持するためには、料率引き上げが家計に与える負担を十分に意識し、業界の取り組みに関する理解を丁寧に求めていく必要がある。今後も労使が各々の役割に応じて、さまざまな機会を捉え、社会・消費者にメッセージを発信していくことが重要と考える。



損保労連 政策・提言集2015

「創造性豊かな働き」の実現に向けて

2014年9月発行

損害保険労働組合連合会（損保労連）

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3 麹町中田ビル3F

TEL：03-5276-0071 FAX：03-5276-0072

URL：<http://www.fniu.or.jp>





Federation of Non-Life Insurance Workers' Unions of Japan(FNIU)